

第65回 税理士試験

ズバリ的中!

TAC予想問題の実績オープン

科目	本試験問題	TAC予想問題
簿記論	(第一問) 問1	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 問3
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第5回 (第二問) 問1
	(第二問) 問1	→ 実力完成答練 第6回 (第二問) 設問3
		実力完成答練 第5回 (第二問) 問1
	(第二問) 問2	→ 直前予想答練 第2回 (第二問) 問2
		実力完成答練 第5回 (第二問) 問2
		実力完成答練 第1回 (第三問) 内訳表
		実力完成答練 第3回 (第三問) 当座預金
		実力完成答練 第3回 (第三問) 売掛金
		実力完成答練 第1回 (第三問) 貸倒引当金
(第三問)		→ 実力完成答練 第2回 (第三問) 有価証券
		直前予想答練 第2回 (第三問) 固定資産
		実力完成答練 第2回 (第一問) ソフトウェア
		実力完成答練 第3回 (第三問) 賞与引当金
		全国公開模試 (第三問) 借入金
	(第一問) 1	→ 直前予想答練 第2回 (第一問)
	(第一問) 3	→ 直前予想答練 第2回 (第一問)
	(第二問) 4	→ 実力完成答練 第3回 (第二問)
	(第三問) 1	→ 実力完成答練 第1回 (第三問)
	(第三問) 5	→ 実力完成答練 第3回 (第三問)
財務諸表論	(第三問) 6	→ 実力完成答練 第1回 (第三問)
	(第三問) 8(4)	→ 全国公開模試 (第三問)
	(第三問) 8(5)	→ 直前予想答練 第1回 (第三問)
		実力完成答練 第5回 (第三問)
	(第三問) 11	→ 全国公開模試 (第三問)
	(第三問) 12	→ 実力完成答練 第5回 (第三問)
	(第三問) 13	→ 直前予想答練 第1回 (第三問)
	(第三問) 14	→ 実力完成答練 第6回 (第三問)
	(第一問) 問1	→ 実力完成答練 第3回 (第一問)
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第6回 (第一問)
法人税法	(第一問) 問3	→ 実力完成答練 第3回 (第一問)
		実力完成答練 第2回 (第二問)
	(第二問)	→ 実力完成答練 第3回 (第二問)
		実力完成答練 第5回 (第二問)
		全国公開模試 (第二問)
	(第一問) 問1	→ 直前対策講義 第4回
	(第一問) 問2	→ 直前予想答練 第3回 (第一問) 問1
	(第二問) 問1	→ 直前予想答練 第3回 (第二問) 問1
		実力完成答練 第1回 (第二問)
	(第二問) 問2	→ 実力完成答練 第6回 (第二問) 問4
所得税法		全国公開模試 (第二問) 問1
		直前予想答練 第2回 (第二問)
	(第一問) 問1	→ 直前予想答練 第2回 (第一問) 問1
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 問2
		直前予想答練 第1回 (第二問)
	(第二問) 問2	→ 直前予想答練 第1回 (第二問)
		直前予想答練 第3回 (第二問)
		実力完成答練 第4回 (第二問)
		実力完成答練 第6回 (第二問)
		全国公開模試 (第二問)
相続税法	(第一問) 問1	→ 直前予想答練 第2回 (第一問) 問1
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 問2
		実力完成答練 第1回 (第二問)
	(第二問)	→ 直前予想答練 第1回 (第二問)
		直前予想答練 第3回 (第二問)
		実力完成答練 第4回 (第二問)
		実力完成答練 第6回 (第二問)
		全国公開模試 (第二問)
		実力完成答練 第4回 (第二問)
		実力完成答練 第6回 (第二問)

科目	本試験問題	TAC予想問題
酒税法	(第二問)	→ 全国公開模試 (第二問) 【資料】 3. A
	【資料】 3. B	→ 実力完成答練第2回 (第二問) 【資料】 3. D
	【資料】 3. C	→ 実力完成答練第1回 (第二問) 【資料】 3. G
	【資料】 3. D	→ 実力完成答練第4回 (第二問) 【資料】 4. B
	【資料】 3. E	→ 直前対策講義第2回 (第一問) 3
	【資料】 3. F	→ 実力完成答練第2回 (第二問) 【資料】 3. B
	【資料】 3. G	→ 全国公開模試 (第二問) 【資料】 7.
	【資料】 5.	→ 実力完成答練第1回 (第二問) 【資料】 8.
	【資料】 6.	→ 全国公開模試 (第二問) 【資料】 8.
	【資料】 7.	→ 実力完成答練第1回 (第二問) 【資料】 9.
消費税法	【資料】 8.	→ 直前対策講義第3回 (第一問) 問1
	【資料】 9.	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 問1
	【資料】 10.	→ 全国公開模試 (第一問) 問1
	【資料】 11.	→ 直前予想答練 第2回 (第一問) 問2
	(第一問) 問1(2)	→ 合格情報 (第二問) 問1
	(第一問) 問2(2)	→ 補助問題 第2回 (第二問)
	(第一問) 問2(3)	→ 実力完成答練 第1回 (第二問)
	(第二問) 問1(1)②	→ 実力完成答練 第3回 (第二問)
	(第二問) 問1(5)④	→ 直前予想答練 第2回 (第二問)
	(第二問) 問1(4)	→ 合格情報 (第二問)
固定資産税	(第二問) 問1(7)①②	→ 実力完成答練 第3回 (第二問)
	(第二問) 問1(4)①②	→ 実力完成答練 第4回 (第二問)
	(第二問) 問1(2)	→ 実力完成答練 第4回 (第二問)
	(第二問) 問2 4	→ 全国公開模試 (第一問) 2
	(第二問) 問2(1)2(3)	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 1
	(第一問) 問1	→ 直前予想答練 第1回 (第一問) 1
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第1回 (第二問) 1
	(第二問) 問1	→ 実力完成答練 第2回 (第二問) 2
	(第二問) 問2	→ 直前オープン模試 (第二問) 2
		直前対策講義 第3回 (補助問題) 第一問
事業税	(第一問) 問一	→ 実力完成答練 第1回 (第一問) 問1、問2、問3
	(第二問)	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 問2
	(第三問) 問1	→ 直前対策講義 第2回 (補助問題)
	(第三問) 問2	→ 直前オープン模試 (第二問) 問2
	(第一問) 問1	→ 全国公開模試 (第二問) 問1
		→ 実力完成答練 第1回 問2
		直前対策講義 第3回 補助問題 (第3問)
		実力完成答練 第3回
	(第二問)	→ 実力完成答練 第4回
		→ 直前予想答練 第1回
住民税		→ 全国公開模試
		→ 直前オープン模試
	(第一問) 問1	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 1(1)
		→ 合格情報補助問題 (第一問) 1(1)
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第1回 (第二問)

本試験でズバリ的中!

簿記論

本試験問題

〔第一問〕問1

問1 ビル建設に係る工事契約による施工者側の一連の仕訳について、以下に示される資料を参考にして、(1)空欄①から空欄⑤までに入る金額または勘定科目を答えなさい。

なお、期中における各種工事原価の発生に係る仕訳及びそれらを未成工事支出金に振り替える仕訳は省略している。

また、(2)当該工事契約に係るX3年度の売上総利益の金額を答えなさい。

【資料】

- 建設業を営む当社（会計期間：4月1日～翌3月31日）は、X1年6月10日に、ビルの建設に係る工事契約を締結した。契約における工事収益総額は、45,000百万円であり、施工者である当社の工事原価総額の当初見積額は、30,000百万円である。
- ビル建設の完成までには2年を要すると予定されている。
- 実際の工事原価は、次のとおりであった。

（単位：百万円）

	X1年度	X2年度	X3年度
材 料 費	7,000	5,000	500
労 務 費	4,000	6,500	2,500
経 費	1,000	4,500	1,000
合 計	12,000	16,000	4,000

なお、X2年度の期首に工事原価総額が、32,000百万円に増加すると見積り直された。

- X2年7月1日に、工事代金の一部として、10,000百万円が当社の当座預金口座に振り込まれた。
- X3年6月30日に、ビルが完成し、直ちに引渡しを行った。残りの契約代金は、1ヶ月後の7月31日に受け取ることとなっている。
- 工事の進捗度は、原価比例法を用い、その進捗部分について成果の確実性が認められるものとする。

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回〔第一問〕問3

問3 当社は建設業を営んでいる。以下の資料に基づいて、下表の(1)～(5)の金額を答えなさい。

なお、決算日における工事進捗度は原価比例法により見積もる。

【資料】

x1年度

A工事を請け負った。請負契約高は150,000千円、契約時の見積総工事原価は142,500千円であった。当該工事は完成までに3年を要する工事であり、当期の発生工事原価は47,025千円である。なお、収益の認識については工事進行基準を採用する。また、x1年度末時点での完成までに見込まれる予想工事原価は95,475千円である。

x2年度

① A工事の当期発生工事原価は65,175千円であった。x2年度末時点での完成までに見込まれる予想工事原価は40,800千円となった。当該工事は損失の発生が確実な状況になったため、工事損失引当金を計上する。なお、予想工事原価は合理的に見積もった金額である。

② B工事を請け負った。請負契約高は210,000千円、契約時の見積総工事原価は168,000千円であった。当該工事は完成までに3年を要する工事であり、当期の発生工事原価は28,000千円である。なお、収益の認識については工事進行基準を採用する。また、x2年度末時点での完成までに見込まれる予想工事原価は140,000千円である。

x3年度

① A工事が完成し、引渡しが行われた。当期の発生原価に変更はなかった。

② B工事の当期発生工事原価は68,500千円であった。x3年度末時点での完成までに見込まれる予想工事原価は96,500千円となった。また、当該工事における請負契約高を220,000千円とする契約条件の変更が取り決められた。

（単位：千円）

	x1年度	x2年度	x3年度
完 成 工 事 高		(2)	(4)
完 成 工 事 原 価		(3)	(5)
完 成 工 事 総 利 益	(1)		

ズバリ的中!

〔第一問〕問2

問2 次の資料に示される一連の事象について、当社が行うべき仕訳を解答欄に答えなさい。勘定科目名は、下記の勘定科目群の中から、最も適切なものを選択して使用すること。なお、仕訳を行う必要のない場合は、借方の勘定科目欄に「仕訳不要」と記入すること。

【資料】

- 1 当社（会計期間：4月1日～翌3月31日）は、X1年6月23日に行われた株主総会において、エリア・マネージャー以上の従業員20名に対して、次の条件のストック・オプションを付与することを決議した。
（条件）・ストック・オプションの数：従業員1名当たり、2,000個。
・ストック・オプション1個の行使に対して1株の自社の株式が与えられる。
・ストック・オプションの行使時の払込金額：1株当たり、8,000円。
・ストック・オプションの権利確定日：X3年6月30日。
・ストック・オプションの行使期限：X3年7月31日まで。
・ストック・オプションを他者に譲渡することは禁止されている。
・ストック・オプションの権利行使は、行使時に当社に在籍している場合にのみ、行うことができる。
- 2 X1年7月1日に、上記ストック・オプションを対象者に付与した。
なお、付与日におけるストック・オプションの公正な評価額（単価）は、300円である。
- 3 途中退職者は当初見込まれていなかったが、X2年4月1日に急に、1名が自己都合により退職した。
- 4 X3年7月1日に、権利が確定した者のうち18名が権利行使を行い、権利行使に伴う払込金額全額が、当社の当座預金口座に振り込まれた。権利行使を行った者には、自社の新株を発行した。
なお、払込資本となる金額のうち、2分の1を資本準備金に計上する。
- 5 X3年7月10日に、権利が確定した者のうち1名が権利行使を行うことなく、自己都合により退職した。

【勘定科目群】

株式報酬費用	繰越利益剰余金	繰越税金資産	繰越税金負債	現金
減資差益	債務免除益	自己株式	自己株式処分差益	資本金
資本準備金	新株予約権	新株予約権戻入益	当座預金	投資有価証券
有価証券	その他有価証券評価差額金		有価証券評価損益	利益準備金

〔第二問〕問1

問1 下記の資料に基づいて、(1)前期の移動平均法による場合の売上原価の金額及び(2)前期の会計上の変更後の当期純利益の金額を求めなさい。なお、解答に当たり会計上の変更及び誤謬の訂正については、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（特に指示がない限り、原則法）に従うこととする。また、財務諸表としては2期間（前期及び当期）のものが表示されるものとする。

【資料】

- 1 当社は、当期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）より、通常の販売目的で保有するA商品の評価方法を先入先出法から移動平均法へ正当な理由により変更した。
- 2 前期におけるA商品の先入先出法における関連数値は、次のとおりである。また、これらは前期におけるすべての営業に関する損益である。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問1

3 スtock・オプションに関する事項

- 株主資本等変動計算書にある新株予約権はすべてストック・オプションに関するものであり、当該ストック・オプションは平成24年10月1日に従業員100名に対して付与したものである。なお、各事業年度における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎として月割により算定する。
- (1) スtock・オプション数：従業員1名あたり1個（1個あたり5株割当）
 - (2) スtock・オプションの行使により与えられる株式の株：合計500株
 - (3) 権利確定条件：平成24年10月1日から平成26年9月30日まで在籍すること。
 - (4) 権利確定日：平成26年9月30日
 - (5) 権利行使期間：平成26年10月1日から平成29年9月30日
 - (6) 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価は2千円である。
 - (7) スtock・オプションの付与時点において、平成26年9月30日までに10名の退職による失効を見込んでいる。
 - (8) 平成25年3月31日において将来の失効見込みの修正はない。
 - (9) 平成26年3月31日において将来の失効見込みを14名に修正した。
 - (10) 権利確定日における在籍している従業員は85名であった。
 - (11) 平成26年10月1日にストック・オプションの権利行使により2,200千円の入金があり、保有する自己株式50株と新株150株を交付した。なお、同時交付に要した手数料は40千円である。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕設問3

【資料2】決算整理事項等

1 商品に関する事項

当期より商品の評価方法を先入先出法から移動平均法に変更したが、会計処理は未済である。商品に関して、先入先出法により評価した金額と移動平均法により評価した金額は下記のとおりである。この会計方針の変更による遡及処理については税効果会計を適用する。

	前期首残高	当期首残高	当期末残高
先入先出法	20,000千円	18,000千円	21,000千円
移動平均法	22,000千円	19,000千円	20,800千円

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

【資料】

- 1 当社の前期末（平成26年3月31日）の貸借対照表は、次のとおりである。

貸 借 対 照 表 (単位：千円)

勘定科目	金 額	勘定科目	金 額
諸 資 産	4,000,000	諸 負 債	1,230,000
		資 本 金	2,000,000
		資 本 準 備 金	400,000
		利 益 準 備 金	70,000
		別 途 積 立 金	100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	200,000
合 計	4,000,000	合 計	4,000,000

- 2 【平成26年6月25日】

定時株主総会において、別途積立金100,000千円及び繰越利益剰余金（各自推定）の取崩しによって、次のとおり剰余金の処分をする決議がなされ、実行された。

- ⑦ 自己株式の取得に備えて90,000千円の積立てを行うこと。
④ 金銭配当100,000千円を行うこと（なお、その後遅滞なく、現金預金で支払われている。）。
⑨ 準備金については会社法規定における最低額を計上すること。

- 3 【平成26年7月20日】

上記の株主総会の決議に基づいて、自己株式180,000千円の買付けを現金預金で実施した。これに伴って、自己株式取得積立金90,000千円を取崩した。

- 4 【平成26年8月10日】

上記の自己株式うち60,000千円については、その後現金預金50,000千円で再売却し、この処分のための手数料（「株式交付費」）1,000千円を現金預金で支払った。なお、この取引に関連する期末の処理を行うものとする。

〔第二問〕問2

- 5 【平成26年10月1日】

当社は、企業結合上の取得とされる形で、乙社を吸収合併した。合併日における当社株式の時価は1株当たり40千円であり、交付した株式（1,000株）の時価総額は40,000千円であった。当社は、乙社株主へ当社株式の交付（1,000株）に当たり、自己株式200株（帳簿価額10,000千円）を処分するとともに、新株800株（時価32,000千円）を発行した。この際、当社は、増加すべき株主資本の額うち資本金20,000千円を増加させ、残額については資本準備金とすることとした。また、合併日現在の乙社の貸借対照表は、次のとおりである。

乙 社 貸 借 対 照 表 (単位：千円)

勘定科目	金 額	勘定科目	金 額
諸 資 産	50,000	諸 負 債	15,000
		資 本 金	15,000
		資 本 準 備 金	10,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,000
合 計	50,000	合 計	50,000

なお、合併時における資産負債の原価と時価は一致しているものとする。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問1

- 2 自己株式に関する事項

平成26年3月末に保有していた自己株式は200株であり、当期中の自己株式に関する取引は次のとおりである。なお、平均帳簿単価は移動平均法で算定している。

- (1) 平成26年5月1日に自己株式400株を1株あたり9,750円で取得した。なお、取得に要した手数料は20千円である。
(2) 平成26年6月1日に自己株式100株を1株あたり10,200円で処分した。なお、処分に要した手数料は12千円である。
(3) 平成26年7月10日に自己株式と新株の同時交付による資金調達を行った。募集株式の数は500株（自己株式300株、新株200株）、募集株式に関わる払込金額の総額は5,250千円である。
なお、同時交付に要した手数料は38千円である。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕問2

【資料1】吸収合併に関する事項

- 1 A社の発行済株式数は3,000,000株、B社の発行済株式数は1,093,750株である。
2 株式の交換比率は、A社：B社＝1：0.8である。
3 合併期日のA社株式の時価は1株あたり20,000円である。A社は、B社株主へのA社株式の交付にあたり、150,000株は自己株式（1株あたりの簿価18,000円）で、残りは新株を発行した。
4 A社は、増加すべき資本のうち資本金を5,000百万円、資本準備金を5,000百万円増加させ、残額についてはその他資本剰余金とする。
5 合併直前のA社及びB社の個別貸借対照表は、次に示すとおりである。

A社個別貸借対照表 (単位：百万円)

諸 資 産	95,000	諸 負 債	33,000
		資 本 金	30,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	34,700
		自 己 株 式	△ 2,700
	95,000		95,000

B社個別貸借対照表 (単位：百万円)

諸 資 産	22,000	諸 負 債	12,000
		資 本 金	8,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,000
	22,000		22,000

(注) 合併期日におけるB社の諸資産の時価は22,500百万円、諸負債の時価は帳簿価額と同額である。

- 6 のれんは発生年度の翌年度より20年で定額法により償却する。

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

6 【平成27年3月31日】

当社は、期末に国庫補助金40,000千円を現金預金で受入れ、これを利用して備品100,000千円を現金預金で購入した。なお、この取引に関して、剰余金の処分によって圧縮積立金（「備品圧縮積立金」）を積み立てることとし、法定実効税率は40%として、税効果を認識した。

上記資料1～6の取引を考慮する前の税引前の当期純利益の金額は100,000千円、法人税等の金額（上記資料の修正によって変わらないものとする。）は40,000千円であった。

〔第三問〕

【資料2】勘定科目内訳書

(単位：円)

勘定科目	内 訳	金 額
受 取 手 形	一般債権	5,200,000
売 掛 金	P社に対する売掛債権	2,500,000
	Q社に対する売掛債権	1,000,000
	一般債権	54,580,000
	計	58,080,000
仮 払 金	消費税等の中間納付額	11,915,000
	法人税等の中間納付額	5,050,000
	E社株式購入代金	2,800,000
	金利スワップの純支払額	()
	計	()
破産更生債権等	R社に対する売掛債権	800,000
買 掛 金	仕入代金	41,325,000
	S社からの仕入割戻し	△ 272,000
	計	41,053,000
未 払 費 用	前期末に計上した賞与引当金に係る法定福利費	950,000
仮 受 金	M社からの売掛金入金額	1,580,000
	E社株式売却代金	4,500,000
	土地売却代金	31,500,000
	計	37,580,000
退職給付費用	退職金	8,500,000
	企業年金拠出掛金	16,500,000
	計	25,000,000
その他人件費	給与手当	69,800,000
	賞与（6月賞与 11,500,000 12月賞与 12,100,000）	23,600,000
	法定福利費	9,500,000
	計	102,900,000

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問2

問2 以下の【資料】に基づき、設問1及び設問2に関する①～⑥に該当する金額又は勘定科目を答えなさい。なお、空欄（＊）に入る適切な勘定科目又は金額は各自で推定すること。

【資料】

当社（4月1日～3月31日）はx1年9月1日に国庫補助金25,000千円を受け入れ、x1年10月1日に機械装置250,000千円を取得した。当該機械装置につき、国庫補助金収入の全額に対して圧縮記帳を行う。当該機械装置の減価償却は定額法（残存価額ゼロ、耐用年数10年）により月割計算で行う。

設問2 積立金方式（税効果会計を適用）により処理する場合

1 x2年3月31日（決算時）

① 減価償却

(借) (＊) (＊) (貸) 機 械 装 置 (＊)

② 税効果会計（法定実効税率は40%とする。）及び圧縮記帳

(借) 法人税等調整額 (＊) (貸) (＊) (＊)

(借) 繰越利益剰余金 (＊) (貸) (＊) (③)

(借) (＊) (＊) (貸) 繰越利益剰余金 (④)

2 x3年3月31日（決算時）

① 減価償却

(借) (＊) (＊) (貸) 機 械 装 置 (⑤)

② 税効果会計（法定実効税率は40%とする。）及び圧縮記帳

(借) (＊) (＊) (貸) (＊) (＊)

(借) (＊) (＊) (貸) 繰越利益剰余金 (⑥)

●実力完成答練 第1回〔第三問〕

【資料2】勘定科目内訳書

(単位：円)

勘定科目	内 訳	金 額
現 金 預 金	現金出納帳残高	()
	当座預金出納帳残高	()
	計	62,184,800
受 取 手 形	得意先A社に対するもの	4,800,000
	得意先C社に対するもの	240,000
	得意先D社に対するもの	500,000
	上記以外の得意先に関するもの	18,760,000
	計	24,300,000
売 掛 金	得意先A社に対するもの	6,609,600
	得意先B社に対するもの	513,000
	得意先C社に対するもの	324,000
	得意先D社に対するもの	648,000
	上記以外の得意先に関するもの	24,969,600
	計	33,064,200
外貨建売掛金	平成27年1月30日計上分	2,200,000
	平成27年3月30日計上分	2,600,000
	計	4,800,000
繰 越 商 品	前期末残高	8,035,600
仮 払 金	法人税等中間納付額	1,610,000
	消費税等中間納付額	1,865,000
	受取配当金等に関する源泉所得税額	34,000
	営業担当者の出張に関する仮払い	70,000
	計	3,579,000
繰 延 税 金 資 産	前期末退職給付引当金に関するもの	8,953,600
預 り 金	平成27年2月分の従業員給料から徴収した社会保険料	353,000
貸 倒 引 当 金	前期末に一般債権に関して計上したもの	148,200
退職給付引当金	前期末残高	22,384,000
退職給付費用	退職一時金支払額	1,240,000
	年金掛金拠出額	1,440,000
	計	2,680,000
雑 収 入	備品Mの売却代金	1,240,000
	その他	1,440,000
	計	2,680,000

ズバリ的中!

〔第三問〕

【資料3】決算整理事項等

1 当座預金

J銀行の当座預金の期末残高について、甲社の当座預金出納帳と銀行の当座預金残高証明書とに差異があり、調査したところ次のことが判明したため必要な修正を行う。

- (1) 3月27日に自動引落された電力料572,000円について、誤って527,000円と記帳していた。
- (2) 仕入先S社からの仕入割戻し272,000円について3月30日に入金になっていたが、入金に気付かず買掛金の戻し処理をしていた。
- (3) 買掛金980,000円の支払のために振り出した小切手が、3月31日現在未取付になっていた。
- (4) 3月31日に入金になっていた取立手形1,200,000円について、未記帳になっていた。

2 売掛金

売掛金の期末残高について残高確認を行ったところ、得意先M社とN社からの回答金額と甲社の得意先元帳の残高に差異があり、調査したところ次のことが判明したため必要な修正を行う。

なお、売上の計上基準は出荷基準を採用している。

- (1) M社より割戻し380,000円と値引き170,000円が差し引かれて1,580,000円の入金があったが、割戻しと値引きが未処理であったため、入金額全額を仮受金に計上したままとなっている。
- (2) 3月にN社からB商品200個(売価2,000円/個)の返品があったが、未記帳になっていた。
- (3) 3月に出荷したA商品1,100個(売価1,100円/個)が、N社で未検収になっていた。
- (4) 出荷予定日が4月1日となっていたA商品1,000個(売価1,100円/個)について、M社からの要請で3月31日に出荷したが、出荷予定日で記帳していた。

債権区分	引当計上額(会計上)	繰入限度額(税務上)
一般債権	債権残高の1%	債権残高の1%
貸倒懸念債権	債権残高の50%	債権残高の1%
破産更生債権等	債権残高の100%	債権残高の50%

- (1) 得意先P社の債権(売掛金2,500,000円)について、1年以上延滞していることから当期において貸倒懸念債権として貸倒引当金を計上することにした。
- (2) 前期に貸倒懸念債権としていた得意先Q社の債権(売掛金1,000,000円)について、当期に破産手続開始の申立てを行ったため、破産更生債権等に区分することにした。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはQ社の債権だけである。また、当期におけるQ社との取引はない。
- (3) 前期に破産更生債権等としていたR社の債権800,000円について、当期において破産廃止決定がなされ債権全額が回収できないことが確定したため、貸倒処理することにした。なお、前期において破産更生債権等に区分したのはR社の債権だけである。
- (4) 前期において一般債権に区分した債権(受取手形、売掛金)は42,500,000円である。

〔第三問〕

6 投資有価証券

投資有価証券の内訳は次のとおりで、取得原価と期末時価は1株(口)当たりの金額を示している。

(単位:円)

銘柄	前期		当期末残高		備考	
	取得原価	期末株数	期末時価	株(口)数		期末時価
E社株式	1,500	3,000株	1,650	2,500株	1,700	その他有価証券
F社株式	1,300	2,000株	600	2,000株	250	その他有価証券
G社株式	1,200	5,000株	500	5,000株	550	その他有価証券
H社社債	-	-	-	50口	99,000	満期保有目的の債権

- (1) 時価が取得原価の50%以下下落している場合は、回復可能性はないものとし減損処理を行う。
評価差額については全部純資産直入法を採用し、税効果会計を適用する。なお、前期末の評価差額は、税効果とともに当期首に振戻している。
- (2) 前期においては、期中の取得・売却はなく、期末時価に基づいて適正に処理されている。
- (3) E社株式は、当期の10月に1,400円/株で2,000株を買い増し、12月に1,800円/株で2,500株を売却し、購入代金と売却代金はそれぞれ仮払金と仮受金に計上されている。
- (4) F社・G社株式については、当期の期中取得・売却はない。

●実力完成答練 第3回〔第三問〕

(1) A銀行の当座預金に関して判明した事項

- ① 得意先D社から売掛金4,320,000円が振込まれていたが、未記帳であった。
- ② 得意先E社振出小切手540,000円を銀行の閉店後に預け入れた。
- ③ 企業年金への掛金(各自推定)円が引き落とされていたが、未記帳であった。

(2) B銀行の当座預金に関して判明した事項

- ① 買掛金を支払うために振り出した小切手832,000円が未渡であった。
- ② その他営業費用を支払うために振り出した小切手97,200円が未取付であった。

●実力完成答練 第3回〔第三問〕

4 売掛金に関する事項

- (1) 得意先D社に売掛金の残高確認をしたところ、回答額は11,826,000円であった。甲社の得意先元帳(D社)残高との差額について調査したところ、(各自推定)円はD社からの当座振込額について甲社で未記帳であったこと、残額(税込)は乙商品250個がD社に到着していたが未検収であったことが原因であることが判明した。なお、D社の仕入の認識時点は、検収完了時である。
- (2) 得意先E社に売掛金の残高確認をしたところ、回答額は11,626,200円であった。甲社の得意先元帳(E社)残高との差額(税込)について調査したところ、E社からの返品(乙商品10個)が、甲社に未着のため記帳していなかったことが原因であることが判明した。

●実力完成答練 第1回〔第三問〕

3 売上債権の貸倒れに関する事項

- (1) 甲社は、金銭債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分して、それぞれの区分で計上した貸倒見積額を合計し、差額補完法で貸倒引当金を計上している。当期の各区分の貸倒見積額の算定方法は次のとおりであり、会計上と税務上の貸倒見積額の差額については税効果会計を適用する。

債権の区分	会計上の貸倒見積額	税務上の貸倒見積額
一般債権	債権残高×貸倒実績率0.3%	債権残高×貸倒実績率0.3%
貸倒懸念債権	債権残高×50%	債権残高×貸倒実績率0.3%
破産更生債権等	債権残高×100%	債権残高×50%

- (2) 得意先B社に対する売掛金は全額(税込)が回収不能となったため、貸倒処理を行う。なお、B社の売掛金は全額当期に計上したものである。
- (3) 得意先C社は、当期に民事再生手続の開始が決定されたため、C社に対する売上債権は破産更生債権等に区分し、破産更生債権等に振り替える。
- (4) 得意先D社は、経営状況が悪化しているため、D社に対する売上債権は貸倒懸念債権に区分する。
- (5) 金銭債権の当期末残高のうちC社及びD社に対するもの以外の債権は、すべて一般債権に区分する。

●実力完成答練 第2回〔第三問〕

5 有価証券に関する事項

当期末に保有する有価証券の状況は次のとおりである。

銘柄	保有目的	保有株式(口)数	1株(口)あたりの金額		
			取得価額	時価	
				前期末	当期末
G社株式	その他有価証券	20,000株	700円	850円	980円
H社株式	その他有価証券	500株	9,600円	4,400円	4,300円
I社株式	その他有価証券	6,000株	1,900円	1,700円	900円
J社社債	満期保有目的の債権	50,000口	96.0円	-	97.1円

- (注1) 時価が取得価額に対して50%以上下落している場合には、回復の見込みがないものとして減損処理を行う。なお、当該評価差額には税効果は認識しない。
- (注2) その他有価証券は全部純資産直入法で処理を行う。なお、当該評価差額については税効果を認識する。

〔第三問〕

7 有形固定資産

有形固定資産の内訳は次のとおりである。減価償却方法は定額法で、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の残存価額は取得価額の10%、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の残存価額はゼロとしている。当期の減価償却費の計上は未処理である。

(単位：円)

勘定科目	用途	取得価額	耐用年数(年)	使用開始年月	備考
建 物	事務所	50,000,000	50	平成7年10月	
建物附属設備	倉庫	5,000,000	10	平成26年4月	(1) 参照
備 品	事務用	840,000	8	平成24年4月	(1) 参照
土 地	事務所	392,000,000	—	平成7年10月	(1) 参照
	駐車場	20,000,000	—	平成7年10月	(1) 参照

- (1) 建物附属設備は、平成26年4月に賃借した倉庫内に取り付けた内部造作の取得費用(5,000,000円)を計上したものである。契約上、賃借期間(10年)経過後には原状回復の上、貸主に返還することが義務付けられている。原状回復費用は1,000,000円と見積られているが、資産除去債務の計上は未処理である。資産除去債務の算定に際して用いられる割引率は2%、期間10年の現価係数は0.82とする。資産除去債務については説効果会計を適用する。
- (2) 備品については、耐用年数を、前期まで5年としていたが、当期首に、使用状況の変化により8年に見直す会計上の見積りの変更を行った。
- (3) 土地については、平成11年3月期比「土地の再評価に関する法律」に基づき、当時の時価に帳簿価額を改定(再評価)している。その内、駐車場用地(再評価時の時価28,000,000円)を当期に31,500,000円で売却した。売却に係る会計処理は売却代金を仮受金に計上しているだけである。なお、税効果会計を適用する。

〔第三問〕

- (2) 新しい会計システムのソフトウェアを外部より購入し、平成26年10月1日より利用している。この新システム導入に伴う費用は、ソフトウェア仮勘定に計上している。同システムもその利用により将来の費用削減が確実と認められ、償却年数は5年である。また、これにより、上記(1)の会計システムは、平成26年9月30日に除却した。除却した月まで償却費を計上する。

なお、ソフトウェア仮勘定の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

金 額	内 容
9,000,000	ソフトウェア購入代
2,500,000	科目マスターの設定・甲社の仕様に合わせるための修正作業費用
1,500,000	新システムデータを利用するために、旧システムのデータを変換する費用
1,000,000	新システムを操作するための教育訓練費用

〔第三問〕

9 賞与引当金

甲社は貸与を6月と12月の年2回支給している。支給対象期間は、6月賞与が前年の11月から当年の4月、12月賞与が当年の5月から10月である。翌期の賞与支給見込額は、平成27年6月賞与が12,600,000円、平成27年12月賞与が12,900,000円である。このうち当期負担額を賞与引当金に計上する。また、賞与引当金に対する法定福利費の会社負担額は10%として計算し、未払費用に計上する。決算整理前残高試算表の賞与引当金とそれに係る法定福利費の未払費用は前期末の残高である。なお、賞与引当金とそれに係る法定福利費の未払費用には、税効果会計を適用する。

●直前予想答練 第2回〔第三問〕

4 固定資産に関する事項

- (1) 甲社の固定資産に関する項目は以下のとおりである。

区 分	取得原価	耐用年数	取得年月	適 用
建 物	55,000,000円	30年	平成7年4月	X事業部門
建 物	40,000,000円	30年	平成8年4月	Y事業部門
建物附属設備	38,000,000円	10年	平成24年4月	事務所使用
車両運搬具	8,100,000円	6年	平成22年4月	旧営業車
車両運搬具	各自推定	6年	平成27年3月	新営業車
器具備品	2,800,000円	8年	平成21年4月	複写機
土 地	33,000,000円	—	平成7年4月	X事業部門
土 地	18,000,000円	—	平成8年4月	Y事業部門

- (2) 甲社は、償却方法として定額法を選定している。なお、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を取得原価の10%とし、平成19年4月1日以後に取得した固定資産は残存価額をゼロとする。
- (3) Y事業部門について、平成26年4月に乙社に事業譲渡したが、未処理となっている。
なお、Y事業部門の建物について、減価償却は行わないこととする。
- (4) 建物附属設備について、賃借期間(耐用年数と同一である。)終了後に原状回復費用を負担する契約がなされているため、取得時に当該費用見積額4,000,000円の現在価値2,455,600円を建物附属設備(上表の取得原価にはこの金額は含まれていない。)及び資産除去債務として計上した。しかし、当期末において、原状回復費用を改めて見積もったところ、当該費用は4,500,000円となった(当該変更は、会計上の見積り変更に該当する。)。
なお、取得時の適用割引率は年5%、当期の適用割引率は年4%であり、その現価係数は下記のとおりである。

	年4%	年5%
7年	0.7599	0.7107

また、資産除去債務及び資産除去債務に対応する固定資産については、税効果を認識する。

●実力完成答練 第2回〔第一問〕

- 5 決算整理前残高試算表のソフトウェア仮勘定は、平成26年4月1日から使用を開始した在庫管理ソフトウェアの取得に関する支払額であり、支払額の内訳は以下のとおりである。なお、当該ソフトウェアは、費用削減効果があることから資産計上し、利用期間5年の定額法で償却する。

- 〈支払額の内訳〉
- ① ソフトウェア本体価額 4,800千円
 - ② ソフトウェアの仕様変更費 400千円
 - ③ 新ソフトウェア導入に伴う研修の講師派遣要請費 100千円
 - ④ 新ソフトウェア導入に伴う研修のテキスト作成費 50千円
 - ⑤ 新ソフトウェア導入に伴うデータ移行費 200千円

●実力完成答練 第3回〔第三問〕

9 賞与引当金に関する事項

- (1) 甲社は、毎年6月と12月に賞与を支給している。平成26年12月から平成27年5月までを対象期間とする6月賞与の支給見込額は10,500,000円であるため、そのうち当期負担額を賞与引当金として計上する。また、賞与支給時における甲社負担分の法定福利費は支給額の10%とし、貸与引当金に加算する。なお、賞与引当金繰入額と法定福利費は人件費に計上する。
- (2) 賞与引当金の全額に対して税効果を認識する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

10 借入金

前期の平成25年4月1日に期間5年、50,000,000円の変動金利による借入を行った。借入と同時に変動金利を固定金利に変換するため、期間5年、想定元本50,000,000円のスワップ契約を締結した。ヘッジ会計の適用要件を満たしており、繰延ヘッジ処理を採用している。平成27年3月31日に適用される変動金利は、借入金1.8%、金利スワップ1.6%で、金利スワップの平成27年3月31日の時価は360,000円（評価益）である。金利スワップの純支払額は仮払金に計上されており、決算整理前残高試算表の繰延ヘッジ損益は前期末の残高である。なお、税効果会計を適用する。

（単位：円）

	借 入 金	金利スワップ
契 約 日	平成25年4月1日	平成25年4月1日
（想定）元本	50,000,000	50,000,000
	毎年3月31日に10,000,000返済	毎年3月31日に10,000,000減額
金 利	変動	（受取） 変動 （支払） 2.0%（固定）
金利支払日	毎年3月31日（後払い）	毎年3月31日（後払い）

●全国公開模試〔第三問〕

10 借入金に関する事項

甲社は平成26年10月1日にX銀行から以下の条件で借入れを行った。

借入金額：18,000,000円

返済日：平成30年9月30日

利払日：毎年9月30日と3月31日の年2回

利子率（変動金利）：

6か月LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）＋年0.5%

当該借入に関して甲社は変動金利を固定金利に変換するために、Z銀行と以下の条件で金利スワップ契約を締結した。

想定元本：18,000,000円

スワップ期間：4年

金利スワップの実行日：毎年9月30日と3月31日の年2回

利息の受取に関する利子率（変動金利）：6か月LIBOR＋年0.5%

利息の支払に関する利子率（固定金利）：年2.5%

当該金利スワップは借入金の元本と想定元本が同額で、かつ金利の受渡条件及び期間も同じであるため、金利スワップの特例処理を適用するが、甲社では、X銀行からの借入金に係る利息支払額を仮払金、金利スワップ契約に係るスワップ差額受取額を仮受金に計上したのみである。なお、平成27年3月31日に適用した6か月LIBORは年2.15%であった。

ズバリ的中!

財務諸表論

本試験問題

〔第一問〕

引当金に関連する以下の問に答えなさい。

- 1 次の文は、「企業会計原則注解」の一部を抜粋したものである。
空欄〔イ〕から〔ニ〕に当てはまる適切な語句を、〔語句群〕
の各空欄に対応する選択肢から選び、その番号（①～⑤）を答案
用紙に記入しなさい。

「企業会計原則注解」(注18)
将来の特定の費用又は損失であって、その〔イ〕、〔ロ〕、
かつ、その金額を〔ハ〕ことができる場合には、〔ニ〕金額を、
当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を
貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

〔語句群〕

空欄	選 択 肢
イ	① 債務が冬期以前に発生し
	② 債務が当期末までに確定し
	③ 発生が当期以前の事象に起因し
	④ 発生が当期末までに確定し
	⑤ 支出が当期以前の事象に起因し
ロ	① 発生の可能性が高く
	② 支出の可能性が高く
	③ 支出が確実に起こると予想され
	④ 支出が見込まれ
	⑤ 発生が見込まれ
ハ	① 確定する
	② 客観的に算定する
	③ 正確に算定する
	④ 合理的に見積る
	⑤ 健全に見積る
ニ	① 当期の負担に属する
	② 当期の収益に対応する
	③ 当期までに実現した
	④ 将来に負担する
	⑤ 将来に支出する

〔第一問〕

- 3 将来の費用または損失であるにもかかわらず、前記1の要件を
満たすものは引当金への繰入れを通じて当期に費用配分される理
由を述べなさい。

〔第二問〕

- 4 下線部(ウ)に関して、減損損失の戻入れはなぜ行われぬのか、
その理由を1つ述べなさい。

TAC予想問題

●直前予想答練 第2回

〔第一問〕

次の文章は、企業会計原則注解・注18から抜粋したものである。
以下の各問に答えなさい。

「企業会計原則注解・注18」
〔①〕であって、その〔②〕し、〔③〕、かつ、
その〔④〕場合には、当期の負担に属する金額を当期の費
用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借
対照表の〔⑤〕又は〔⑥〕に記載するものとする。
(中 略)
〔⑦〕偶発事象に係る費用又は損失については、引当金
を計上することはできない。

- 1 空欄〔①〕から〔⑦〕に当てはまる適切な語句を答え
なさい。

●直前予想答練 第2回

- 2 引当金を計上する目的を説明しなさい。

- 3 引当金の計上根拠を発生主義の原則以外と捉えた場合、引当金
の計上根拠となる費用の認識原則の名称を答えなさい。

- 4 引当金の計上根拠を発生主義の原則と捉えた場合における、当
該発生主義の原則の発生の意味について説明しなさい。
また、修繕引当金の計上根拠を当該考え方に基づいて説明しな
さい。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

- (1) 「基準」では、減損の存在が相当程度に確実な場合に限って減
損損失を認識することが適当であるとしている。
① 「減損の存在が相当程度に確実な場合」とはどのような場合
を意味するか答えなさい。
② 「減損の存在が相当程度に確実な場合」に限って減損損失を
認識する理由を説明しなさい。
3 減損処理後の会計処理として、回収可能価額の見積りに変更が
あり、変更された見積りによれば減損損失が減額される場合、
減損損失の戻入れを行う必要があるという考え方がある。「基準」
においては、上記2(1)の考え方を踏まえた場合、減損損失の戻入
れが求められているか否か、答案用紙の該当する方を○で囲みな
さい。

ズバリ的中!

〔第三問〕

1 現金預金に関する事項

- (1) 期末日において本社の金庫には、次のものが保管されていた。

内 容	金 額	備 考
紙 幣 及 び 硬 貨	520千円	
他人振出の当座小切手	400千円	売掛金の回収として受け取った当座小切手である。
配 当 金 領 取 証	1,000千円	その他利益剰余金からの配当金1,000千円（うち源泉徴収税額150千円）をK社より受けたが未処理である。

〔第三問〕

5 貸倒引当金に関する事項

- (4) 得意先I社に対する金銭債権については、前期に貸倒懸念債権に分類しており、貸倒引当金が1,050千円計上されている。I社では、平成26年10月に民事再生法の適用を申請し、平成27年2月に再生計画が決定された。この決定により、当社の債権金額（営業保証金相殺後）の90%が切り捨てられ、残りの10%については、平成27年3月から3年間で毎年1回3月に均等返済されることになった。第1回目の返済額を仮受金に計上したのみで、営業保証金の相殺処理、再生計画決定に伴う会計処理は、いずれも未了である。
- また、再生計画は決定されたが、I社の再建は不透明であり、債権は破産更生債権等に分類し、今後の分割返済額は、決算日以後一年以内に返済期限が到来するものについても、その全額を投資その他の資産に計上するものとする。

〔第三問〕

6 有価証券等に関する事項

- 残高試算表の有価証券には、B社株式60,000千円のほかに次のものが含まれている。

銘柄	取得原価	前期末時価	当期末時価	摘 要
J社株式	23,500	12,400	9,300	長期投資目的で保有している。
K社株式	12,400	27,800	28,100	長期投資目的で保有している。 すべて長期借入金金の担保に供している。
L社株式	3,870	4,170	4,020	議決権の15%を所有。下記3参照
M社社債	28,400	26,200	27,110	長期投資目的で保有しているが、保有期間は決まっていない。下記4参照
自己株式	10,000	—	—	前期末保有株式数100株×100千円/株

〔第三問〕

有形固定資産に関する事項

- (4) 栃木営業所では、平成26年10月1日に営業用自動車についてリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容は次のとおりである。
- ① 解約不能のリース期間：4年
 - ② リース物件（営業用自動車）の経済的耐用年数：5年
 - ③ リース料は月額125千円（総額6,000千円）である。リース料の支払は、平成26年10月31日を第1回とする毎月末払いであり、支払済みのリース料は支払手数料に計上している。
 - ④ 所有権移転条項及び割当購入選択権はともなく、リース物件は特別仕様ではない。
 - ⑤ リース料総額の現在価値は5,520千円である。
 - ⑥ 当社におけるリース物件の見積現金購入価額は5,700千円である。
 - ⑦ リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法によることとする。
 - ⑧ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。リース資産は、有形固定資産に一括して「リース資産」として表示するものとする。

●実力完成答練 第1回

1 現金預金に関する事項

- (1) 期末日において会社の金庫に次のものが保管されていた。

種 類	金 額	摘 要
紙 幣 及 び 貨 幣	800	帳簿上では812千円であるが、不足の原因は不明である。当該差額は雑損失に計上する。
他人振出当座小切手	120	受取手形として処理済みである。 (振出日：平成27年3月20日)
取 入 印 紙	90	租税公課として処理済みである。
郵 便 切 手	50	通信費として処理済みである。
見 渡 小 切 手	100	下記1(2)参照

●実力完成答練 第3回

- (4) 受取手形のうち4,800千円は、取引先であるR社に対するものである。当該受取手形は、R社が数年前より業績が悪化していたため、前期末において当初の残高9,600千円から50%を直後償却した後の残額が計上されていたものである。R社は当期に入り更に業績が悪化したため、平成26年10月に会社更生法の申請を行い、受理された。その後、手成27年2月に開催された債権者集会において、債権金額の80%を切り捨て、残り20%については、当期から5年間で均等返済されることが決定された。当期分の回収額はすでに入金されており、仮受金に計上している。
- なお、R社に対する債権については、前期末において当初残高の50%を直接償却しているため、貸倒引当金の設定はされておらず、また債権の保全措置も取られていない。
- また、平成27年2月に開催された債権者集会で切り捨てられた分は、貸倒損失として特別損益の部に計上するものとする。

●実力完成答練 第1回

5 投資有価証券に関する事項

- 残高試算表の投資有価証券の内訳は次のとおりである。
- その他有価証券の評価は、市場価格のあるものは決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は税効果会計を適用した上で全部純資産直入法により処理し、売却原価は期別総平均法により算定する。）、市場価格のないものは期別総平均法による原価法によっている。なお、時価が取得原価の50%以下下落した場合には減損処理することとしている。

銘柄	前期末残高		当期末残高		摘 要
	取得原価	時 価	取得原価	時 価	
F社株式	31,500	10,500	31,500	9,800	土地株式であり、長期投資目的で保有
G社株式	122,000	144,000	122,000	144,000	土地株式（注1）
H社株式	—	—	15,000	17,500	売買目的で保有
I社株式	36,000	—	36,000	—	非土地株式（注2）
J社株式	26,000	24,100	26,000	26,300	土地株式であり、長期投資目的で保有
K社株式	10,000	12,500	10,000	13,000	土地株式であり、業務提携目的で保有（注3）

●全国公開模試

- (2) 当社は平成26年11月1日に器具備品につきリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容は次のとおりである。
- ① 解約不能のリース期間：4年
 - ② リース物件の経済的耐用年数：5年
 - ③ リース料は月額500千円（リース料総額24,000千円）である。リース料の支払いは、平成26年11月30日を第1回とする毎月末払いであり、当社は支払リース料を販売費及び一般管理費（支払手数料）として会計処理を行っている。
 - ④ 所有権移転条項及び割当購入選択権はともなく、リース物件は特別仕様ではない。
 - ⑤ リース料総額の現在価値は21,800千円である。
 - ⑥ 当社の見積現金購入価額は21,600千円である。
 - ⑦ リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法により配分することとする。
 - ⑧ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。リース資産は有形固定資産に一括して「リース資産」として表示するものとする。

ズバリ的中!

〔第三問〕

- (5) 当社では、減損会計を適用する場合、資産のグルーピングは営業所ごとに行っており、認識された減損損失は、当期末の帳簿価額に基づく比例配分法により各資産に配分している。また、減損処理を行った資産の貸借対照表上の表示は、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価としている。なお、税務上、固定資産の減損処理は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

- ① 千葉営業所と茨城営業所において、減損の兆候が認められた。これら営業所の所有資産は、次のとおりである。なお、差入保証金は、金融資産に該当する。

(千葉営業所) (単位：千円)

	建物	器具備品	土地	差入保証金	合計
取得原価	84,240	25,880	70,690	19,400	200,210
期末現在の減価償却累計額	45,850	11,360	—	—	57,210
期末現在の帳簿価額	38,390	14,520	70,690	19,400	143,000

(茨城営業所) (単位：千円)

	建物	器具備品	土地	差入保証金	合計
取得原価	48,710	16,680	48,920	4,400	118,710
期末現在の減価償却累計額	20,540	9,270	—	—	29,810
期末現在の帳簿価額	28,170	7,410	48,920	4,400	88,900

- ② 千葉営業所と茨城営業所から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額、資産グループの正味売却価額及び使用価値は、次のとおりである。

(単位：千円)

	千葉営業所	茨城営業所
割引前将来キャッシュ・フローの総額	139,440	81,940
資産グループの正味売却価額	99,830	67,600
資産グループの使用価値	105,060	59,720

●直前予想答練 第1回

6 有形固定資産に関する事項

当期における減価償却費の計算は、以下の(2)及び(3)に記載されている事項を除き、適正に終了している。

- (1) 当社は店舗J、店舗K及び店舗Lを所有しており、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として資産のグルーピングを行っている。当期末において、店舗K及び店舗Lに減損の兆候が認められているが、減損処理に関する会計処理が未済となっている。

- ① 各構成資産の帳簿価額（当期の減価償却後の金額）、各店舗の割引前将来キャッシュ・フロー、正味売却価額及び使用価値は次のとおりである。

	店舗K	店舗L
建物の帳簿価額	7,500千円	4,000千円
機械装置の帳簿価額	1,125千円	1,500千円
器具備品の帳簿価額	750千円	1,000千円
割引前将来キャッシュ・フロー	9,800千円	5,800千円
正味売却価額	3,900千円	2,500千円
使用価値	8,800千円	5,200千円

- ② 減損損失は、各構成資産の帳簿価額を基礎として各構成資産に比例配分する。
- ③ 貸借対照表上の表示方法は、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、その控除後の金額をその後の取得原価とする方法（直接控除形式）による。
- ④ 減損損失は、税務上損金として認められないため、税効果会計を適用する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

11 退職給付引当金に関する事項

当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金試算の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法（簡便法）を採用している。

なお、残高試算表の退職給付引当金は前期末残高であり、会計基準変更時差異は、第31期の期首（平成12年4月1日）より15年で定額償却している。会計基準変更時差異の償却額は、販売費及び一般管理費の退職給付費用に含めるものとする。

- (1) 退職一時金制度における自己都合要支給額、企業年金制度における責任準備金及び年金資産の額は、次のとおりである。なお、年金資産の額は、公正な評価額である。

（単位：千円）

	退職一時金制度	企業年金制度	
	自己都合要支給額	責任準備金の額	年金資産の額
当期末	50,860	54,040	16,950
前期末	43,860	46,250	14,460

- (2) 当期における退職一時金の支給額は1,850千円であり、仮払金に計上している。
- (3) 当期における退職年金への拠出金は2,960千円であり、仮払金に計上している。また、年金給付支払額は1,360千円であった。
- (4) 税務上、退職給付引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

〔第三問〕

12 増資に関する事項

平成26年10月31日を払込期日とする第三者割当増資を行った。募集株式の数は200株であり、うち150株については普通株式を新たに発行し、残り50株は自己株式の処分による。払込金額は1株につき90千円であるが、払込金額の全額を仮受金に計上したのみで会計処理が完了である。資本組入額は会社法が定める最低限度額とする。なお、株式交付費用は考慮する必要はない。

●実力完成答練 第5回

6 退職給付引当金に関する事項

当社は退職一時金制度と確定給付型企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって計上すべき退職給付引当金としている。また、当社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、簡便法によっており、退職一時金制度においては「期末自己都合要支給額」を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の「責任準備金」を退職給付債務としている。

なお、会計基準変更時差異は前期首より15年で定額法により償却している。

- (1) 退職一時金制度に係る事項

- ① 前期末の自己都合要支給額は176,700千円である。
- ② 当期における退職一時金支給額は15,100千円であり、仮払金に計上している。
- ③ 当期末の自己都合要支給額は190,330千円である。

- (2) 企業年金制度に係る事項

- ① 責任準備金の額及び年金資産の額（公正な評価額）はそれぞれ次のとおりである。

	前 期 末	当 期 末
責任準備金	89,200千円	93,700千円
年金資産	71,700千円	77,000千円

- ② 当期の退職年金への掛金拠出額は14,700千円であり、仮払金に計上されている。
- (3) 会計基準変更時差異の償却額は販売費及び一般管理費に計上するものとし、これを除く退職給付費用の負担割合は、製造部門4割及び販売部門6割とする。
- (4) 退職給付費用は、税務上損金と認められないものとして税効果会計を適用する。

●全国公開模試

9 退職給付引当金に関する事項

当社は、確定給付型の企業年金制度及び退職一時金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から年金資産を控除した金額をもって計上すべき退職給付引当金としている。

当社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、原則的方法でなく簡便法によっており、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務としている。

なお、会計基準変更時差異は第12期より15年で定額償却することとしている。また、当期の年金掛金拠出額21,000千円及び退職一時金支払額15,300千円は、仮払金に計上されている。

	前期末	当期末
年金資産時価	135,000千円	156,000千円
責任準備金	312,000千円	356,000千円
自己都合要支給額	231,000千円	253,200千円
未認識会計基準変更時差異	(各自推定)	(各自推定)

●実力完成答練 第5回

7 新株予約権に関する事項

残高試算表の新株予約権に関する発行状況等は次のとおりである。なお、当社はこれ以外に新株予約権を発行しておらず、下記(2)及び(3)を除き、権利行使及び取得もないものとする。

- (1) 発行条件等

当該新株予約権は平成25年10月1日に1個当たり10千円で有償により発行したものである。

- ① 発行した新株予約権の個数 125個(1個当たり10株割当)
- ② 新株予約権の目的となる株式の準備及び総数
普通株式 1,250株
- ③ 権利行使に伴う払込金額 1個あたり55千円
- ④ 資本組入額 会社法に規定する最低限度額
- ⑤ 発行した新株予約権の取得条項 発行価額と同額で取得

- (2) 権利行使状況等

平成26年11月1日に当該新株予約権のうち50個が権利行使され、新株400株の発行及び自己株式100株の交付を行っているが、上記①③による払込金額を仮受金として処理しているのみである。残高試算表の自己株式は前期及び当期において合わせて1,000株取得したものであり、払出単価の計算は総平均法によることとしている。

なお、当該新株予約権の行使及び新株の発行等に関する手数料等は考慮しないものとする。

〔第三問〕 13 配当に関する事項 平成26年6月27日に開催された定時株主総会において、1株当たり800円（配当財源は繰越利益剰余金）の金銭による配当を行うことが決議されたが、配当額を仮払金に計上したのみで会計処理が未了である。なお、平成26年3月31日現在における発行済株式総数は5,000株であった。	●直前予想答練 第1回 13 剰余金の配当に関する事項 (1) 当期中に開催された株主総会において、以下の内容の剰余金の配当の承認を受けているが、これに関して、当社は配当金の支払額を仮払金として処理しているのみであり、準備金の積立では未処理となっている。 ① 配当の基準日：平成26年3月31日 ② 1株当たりの配当額：60円00銭 ③ 配当の効力発生日：平成26年6月25日 ④ 配当の財源：繰越利益剰余金
〔第三問〕 14 諸税金に関する事項 (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。 (2) 当期の確定年税額（中間納付税額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が55,420千円、事業税が11,470千円、消費税等が7,300千円である。なお、事業税の確定年税額には、付加価値割及び資本割により算定された税額1,820千円が含まれている。 (3) 残高試算表の法人税等には、法人税及び住民税の中間納付額25,320千円、事業税の中間納付額5,370千円、源泉徴収された所得税及び住民税（利子割）380千円の合計31,070千円が計上されている。 (4) 消費税等の中間納付税額4,730千円が仮払金に計上されている。消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高との差額があれば、租税公課又は雑収入で処理するものとする。 (5) 税務上、事業税の未払計上額は損金として認められないため、税効果会計を適用する。	●実力完成答練 第6回 13 諸税金に関する事項 (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。 (2) 当期の確定年税額（中間納付額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が20,500千円、事業税が6,000千円（付加価値割及び資本割により算定された税額390千円を含む。）、消費税等が12,200千円である。なお、事業税のうち、付加価値割及び資本割により算定された税額については販売費及び一般管理費（租税公課）に計上する。 残高試算表の法人税等には、法人税及び住民税8,480千円、事業税3,700千円の中間納付額並びに源泉徴収された所得税及び住民税利子割額700千円が計上されている。なお、消費税等の中間納付額4,810千円は販売費及び一般管理費（租税公課）に計上されている。 (3) 消費税等については、確定納付額を未払消費税等に計上し、残高試算表の相殺残高との差額があれば、雑損失又は雑収入で処理するものとする。

スバリの的中!

法人税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 【資料】の1及び2に基づき、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

② 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

- (1) 法人税法における使用人兼務役員の意義を簡潔に述べなさい。
(2) ㈱甲（以下「甲社」という。）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度（以下「当期」という。）における株主構成及び給与の支給状況は次の【資料】のとおりである。

次の①及び②のそれぞれについて、法的理由を示した上で簡潔に答えなさい。

なお、②について複数の処理案が考えられる場合には、必要な前提を補った上で、甲社に有利となる処理案について解答すること。

- ① 甲社の取締役B、C及びDは、法人税法上の使用人兼務役員となることができるか。

② 解答欄には、使用人兼務役員となることができると考える場合には○と、使用人兼務役員となることができないと考える場合には×と記載すること。

- ③ 甲社が支給する取締役B、C及びDに対する給与に係る損金不算入額はいくらか（損金不算入額が生じない場合は、0円と記載すること。）。

〔第一問〕問2

- (1) 内国法人である㈱甲（製造業、年1回3月末決算、以下「甲社」という。）は、資本関係を有しない㈱乙（以下「乙社」という。）と事業譲渡契約を締結し、乙社の製造事業部門の一部を平成27年7月1日に現金100,000,000円で譲り受けた。

譲り受けた財産、従業員等の内容は次の【資料】のとおりである。この事業譲渡に係る甲社の税務処理について、仕訳を示しなさい。

なお、甲社は、消費税及び地方消費税について税抜経理を行っているが、解答に当たっては消費税及び地方消費税について考慮する必要はないものとする。

【資料】事業譲渡により譲り受ける資産等

移転する事業に係る移転直前の乙社B/S

売掛金	10,000,000	未払金	10,000,000
有価証券	30,000,000	退職給付債務	70,000,000
土地	100,000,000		
建物	50,000,000		

- (注1) 退職給付債務70,000,000円は、事業譲渡に伴い乙社から甲社に移転する従業員14名に係る金額であり、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って算定されている。

事業譲渡契約では、移転従業員の退職給与は甲社と乙社で勤務した期間を合算して支払うことを約し、甲社はその負担の引受けをする旨合意している。

- (注2) 移転事業については、現在、製造者責任を問われる訴訟が提起されており、間もなく原告側と和解し、8,000,000円程度の損害賠償をする方向で話が進んでいるが、この将来の債務は甲社が引き継ぐこととされている。

- (注3) 事業譲渡に当たり資産・負債の時価評価を行った結果、土地の時価は90,000,000円、建物の時価は30,000,000円と見込まれている。

- (注4) 譲受価額は、当初90,000,000円が適正であると見込まれたが、乙社との今後の取引なども考慮し、時価よりも10,000,000円程度高い金額で合意した。

- (2) 上記(1)で計上した資産調整勘定又は負債調整勘定の取崩しについて4法人税法上、規定されている処理方法の全てを、その法的根拠とともに簡潔に答えなさい。

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

- (2) 内国法人である乙株式会社（以下「乙社」という。）は電気工事等の事業を営む年1回5月末決算の法人（同族会社に該当しない。）である。乙社の定款には、監査役を1名置く旨、及びcを監査役に選任する旨が記載されており、cは乙社の設立以来、商業登記簿に監査役として登記されている。

乙社は、X1年5月期からX5年5月期まで、cに対して、給与（ア．基本給、イ．残業手当、ウ．深夜手当、エ．休日手当、オ．ボーナス）を支給し、これらを全て所得金額の計算上、損金の額に算入した。

乙社の所轄税務署長は、乙社の申告について、cに対する給与のうち、ア．基本給は損金の額に算入することができるが、イ．残業手当、ウ．深夜手当、エ．休日手当及びオ．ボーナス（以下「残業手当等」という。）は損金の額に算入することはできないとして、乙社のX1年5月期からX5年5月期までの所得金額及び法人税額の更正処分を行った。

乙社は、cが監査業務を行ったことは一度もないことから名目上の監査役にすぎず、またcは毎日電気工事等の現業に従事しており、他の従業員と同様の給与基準に服しているため、当該残業手当等は使用人職務に対する給与として損金の額に算入されるべきであるとして、更正処分の取り消しを求めて訴えを提起した。

- ① 同族会社に該当しない内国法人の使用人兼務役員の意義及び範囲について説明しなさい。

- ② cが監査役であることを前提とするとcに対する残業手当等を損金の額に算入することはできないと考えられるが、その理由について、（ア）使用人兼務役員の使用人分職務に対する給与としての損金算入の可否、（イ）役員給与としての損金算入の可否、のそれぞれの観点から説明しなさい。

●実力完成答練 第6回〔第一問〕

- 問3 内国法人であるG株式会社（以下、「G社」という。）及び内国法人であるH株式会社（以下、「H社」という。）は資本関係のない法人であるが、今般、G社を被合併法人、H社を合併法人とする合併を行うこととした。その内容は下記【資料】のとおりであるが、これに基づいて、合併時にH社が当初計上すべき調整勘定の金額及びH社の当期（平成27年4月1日～平成28年3月31日の事業年度をいう。）の所得の金額の計算上、調整勘定の取崩しにより損金の額又は益金の額に算入される金額について説明しなさい。

【資料】

- ① 当該合併は適格合併に該当しないものであり、合併があった日は平成28年1月1日である。
② H社が合併により移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額は4,100万円である。
③ H社が合併の対価として交付したものはH社株式のみであり、その時の価額は3,500万円である。

〔第一問〕

注 次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) 職務執行の対価として付与した新株予約権の損算入時期の特例制度（法人税法第54条）の内容について、簡潔に述べなさい。
なお、確定申告書への明細書の添付に係る部分は記載しなくてよい。

- (2) ㈱甲（年1回3月末決算法人、以下「甲社」という。）では、役員給与の一部を自社の新株予約権によることとし、平成24年4月1日に新株予約権100個を、甲社の役員であるA及びBの2名にそれぞれ付与した。新株予約権の内容のうち主なものは次の【資料】のとおりである。

平成27年4月1日にAが上記の新株予約権100個の権利行使を行った場合の甲社の税務処理について、仕訳を示しなさい（役員給与の損算入額は生じないものとする。）。なお、解答が複数あると考えられる場合には必要前提を置いて、それぞれについて解答すること。

【資料】

- イ 新株予約権1個につき甲社の株式10株を1,000円で取得することができる。
ロ 新株予約権は、平成27年4月1日から1年間行使することができる。
ハ 新株予約権の付与は正常な取引条件で行われたものとし、新株予約権の付与時の時価は1個当たり10,000円とする。
ニ 甲社株式1 総当たりの時価は、
平成24年4月1日 …… 1,000円
平成27年4月1日 …… 1,200円
である。

〔第二問〕

- (1) 事業年度 第23期（以下「前期」という。）
：平成26年4月1日～平成27年3月31日
第24期（以下「当期」という。）
：平成27年4月1日～平成28年3月31日
(2) 資本金の額100,000,000円（設立以来変動はない。）
(3) 株主構成（設立以来株主の異動はない。）

順位	株主名	持株割合	備 考
1	株式会社A (資本金7億円)	60%	非同族会社
2	株式会社C (資本金1億円)	40%	株式会社Aの完全子会社

- (4) 経理処理方法

甲社では、中小企業の会計に関する指針及び必要に応じて各会計基準に基づき経理処理を行っている。また、消費税については税抜経理により処理し、仕入税額控除の計算は個別対応方式によっている。

【資料2】欠損金の繰越控除について

前期の確定申告では、別表七(一)「欠損金又は災害損失金の損算入に関する明細書」が添付されている。これは、数年前に取引先の大型倒産や従業員の退職時期が重なったこと等の理由から、3期間続けて赤字決算となったため、その後の新規事業展開や経営改善を進めた結果、黒字決算に転換することができた。

第23期確定申告時の別表七(一)に記載された「控除未済欠損金額」は次のとおりであった。

事業年度	控除未済欠損金額
平成19年4月1日～平成20年3月31日	235,000,000円
平成20年4月1日～平成21年3月31日	50,000,000円
平成21年4月1日～平成22年3月31日	25,000,000円

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

問2 内国法人である丙株式会社（以下「丙社」という。）は、当期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の6月の株主総会において従業員に対して以下の条件の新株予約権を付与することを決議し、7月1日に付与した。

- ① 新株予約権の数：3,000個
- ② 新株予約権の行使により与えられる株式の数：合計3,000株
- ③ 新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり75,000円
- ④ 権利確定のためには、平成27年7月1日から平成29年6月末日まで在籍することが必要である。
- ⑤ 権利付与日における公正な評価単位は、1個当たり8,000円である。

以上の事実関係を前提に、下記の問いに答えなさい。

- (1) 丙社は平成28年3月末において下記の会計処理を行っているが、株式報酬費用が当期の所得金額の計算上、損金の額に算入されるか否か説明しなさい。

(借方) 株式報酬費用 9,000,000円

(貸方) 新株予約権 9,000,000円

- (2) 本問の新株予約権が租税特別措置法第29条の2に規定するいわゆる税制適格ストックオプションに該当する場合、従業員は権利行使時点において所得税を課税されないこととなるが、この場合、権利行使時点の丙社の所得金額の計算上、損算入される金額があるか否か説明しなさい。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕

I 甲社の概要について

1 甲社の資本関係について

甲社は、外国法人Kou株式会社（以下「Kou社」という。）を筆頭とするKou-holdingsの日本法人として、平成22年10月1日に設立された法人であり、当期首における資本関係は次のとおりである。なお、内国法人乙株式会社（以下「乙社」という。）、内国法人丙株式会社（以下「丙社」という。）、内国法人丁株式会社（以下「丁社」という。）及び内国法人戊株式会社（以下「戊社」という。）を含めいずれの法人も、3月末を決算期とする1年決算法人である。

法人名	資本金の額	資本金等の額	株主構成
Kou社	4,200,000USドル	4,200,000USドル	複数の個人株主
甲 社	50,000,000円	55,000,000円	乙社の100%
乙 社	100,000,000円	120,000,000円	Kou社の100%
丙 社	40,000,000円	50,000,000円	甲社10%、乙社90%
丁 社	30,000,000円	30,000,000円	甲社100%
戊 社	20,000,000円	20,000,000円	甲社50%、乙社50%

なお、Kou社の資本金の額等の換算に参考となる為替相場は以下のとおりである。

平成22年10月1日現在における為替相場 1ドル83円

平成27年4月1日現在における為替相場 1ドル118円

平成28年3月31日現在における為替相場 1ドル120円

また、Kou社は複数の個人株主からなる法人であり、被支配会社には該当しない。

II 確定申告のために必要な資料

1 甲社の欠損金額に関する事項

甲社は、景気動向及び外国為替の影響を受け、前期の申告においては欠損金額2160,000円が生じていた。前々期の申告では、所得金額が生じていたが、当期においては黒字となる見込みであったため、法80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定は適用しなかった。

ズバリ的中!

〔第二問〕

(2) 当期減価償却費等の処理について

- ① 当期に営業用車両10台を新たに事業の用に供した。当該車両は、Kリース㈱とのリース契約により取得したものである。当該リース取引は所有権移転外リースに該当するが、甲社では、当該車両につき、定率法により5,106,000円の減価償却費を計上している。
- リース料総額 2,300,000円/台
リース期間 3年
使用開始日 平成27年8月19日
残価保証額 600,000円/台
※耐用年数6年の場合の定率法償却率は、0.333である。

〔第二問〕

- (3) 当期中に甲社が支払を受けた配当金は次のとおりである。なお、いずれの株式等についても、甲社が1年以上保有している。

銘柄	持株割合 当期末貸借 対照表価額	収入金額 源泉所得税額 住民税	備考
乙社株式 剰余金の配当	34% 107,610,000円	1,700,000円 260,355円 85,000円	(注1)
E社株式 剰余金の配当	2% 40,800,000円	340,000円 52,071円 17,000円	短期所有株式等に該当するものではない
X社株式 剰余金の配当	10% 60,000,000円	600,000円 122,520円	完全子法人株式
F証券投資信託 収益分配金	— 12,000,000円	600,000円 122,520円	特定株式投資信託には該当しない

- (注1) 乙社株式取得に際し、X銀行より融資を受けている。当該融資に係る当期中の支払利息の金額は、322,830円であり、ほかには他の融資に係る支払利息の金額11,677,170円、手形の売却損850,000円と売上割引1,150,000円を支払利息勘定で処理している。
- 乙社株式配当に係る計算期間は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までである。甲社では、控除負債利子の計算をする場合には、総資産按分法によることとしている。
- (注2) その他の株式等の計算期間は、いずれも毎年4月1日から翌年3月31日までである。

前期末の総資産の帳簿価額	2,755,125,000円
当期末の総資産の帳簿価額	2,897,875,000円 (※)

- ※ 各有価証券の貸借対照表価額は、前期末及び当期末ともに同額であった。
- (4) 上記(3)の前期末及び当期末の総資産の帳簿価額には、繰延税金資産が、それぞれ、1,700,000円及び1,656,820円が含まれている。

〔第二問〕

- (7) 甲社の直近4期間の人員費として損金経理された金額の内訳は次のとおりである。

	給与支給総額 総従業員数 (注2・3)	内非継続雇用 者支給額 (人)	内新入社員 支給額
第21期 平成24年4月1日～ 翌3月31日	1,017,000,000円 270人	17,000,000円 (20人)	0円
第22期 平成25年4月1日～ 翌3月31日	1,122,180,000円 279人	14,960,000円 (17人)	11,520,000円 (6人)
第23期 平成26年4月1日～ 翌3月31日	1,209,200,000円 (注1) 289人	13,500,000円 (15人)	26,100,000円 (9人)
第24期 平成27年4月1日～ 翌3月31日	1,168,300,000円 279人	11,520,000円 (12人)	3,000,000円 (1人)

- (注1) 上記(5)の決算賞与65,000,000円が含まれている。
- (注2) 総従業員数には、役員数は含まれず、雇用保険法に規定する一般被保険者に該当する者が、それぞれ第21期250人、第22期256人、第23期265人、第24期266人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に係る継続雇用者の雇用はなかった。
- (注3) 上記の内訳にはNに係る金額及び人数は含まれていない。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕

2. 減価償却資産等に関する事項

- (注4) 上記の他、平成27年6月1日にリース会社とのリース契約により車両運搬具Fを取得し事業の用に供している。
- リース契約の内容は次のとおりであり、当期に支払ったリース料300,000円は当期の費用に計上している。
- (1) リース料 月額30,000円
(2) リース期間 平成27年6月1日から5年間
(3) リース物件の法定耐用年数 6年
(4) このリース取引は法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引に該当する。

●全国公開模試〔第二問〕

【資料1】

- 甲社の有する有価証券は次のとおりである。調整を要する場合には申告調整によるものとする。
1. 前期末及び当期末の有価証券（売買目的有価証券は有していない。）の内訳は次のとおりである。

銘柄	前期末残高	当期末残高	備考
A社株式	5,000,000円	2,500,000円	数年前からその発行済株式の50%を有していたが、その半数を平成27年6月に甲社と資本関係のない他の株主に譲渡している。
B社株式	—	4,000,000円	平成27年5月に取引所を通じて購入したもので、持株割合は1%未満である。
C社株式	10,000,000円	10,000,000円	平成27年2月10日に全額出資して設立したもので、継続して保有している。
D社株式	7,300,000円 (このほか、過年度評価損否認額が3,000,000円ある。)	—	数年前からその発行済株式の20%を有していた（このほか、過年度が、その全部を平成27年6月にC社に7,300,000円で譲渡した（譲渡時の時価は14,500,000円であり、C社において売却目的の有価証券に該当しない）。C社はこの半数を平成28年2月にこの半数を平成28年2月に他の者に譲渡している。
E証券投資信託	2,000,000円	2,000,000円	数年前から有しており、主として内国法人株式に投資するものである。

2. 当期の受取配当等及び源泉税（復興特別所得税を含む。）の内訳は次のとおりである。

銘柄	受取配当等	源泉税	備考
A社株式	400,000円	81,680円	年1回3月末決算法人であり、平成27年5月に期末配当金を受取している。
B社株式	100,000円	15,315円	年1回8月末決算法人であり、平成27年11月に期末配当金を受取している。
C社株式	50,000円	10,210円	年1回12月末決算法人であり、平成28年3月に期末配当金を受取している。
E証券投資信託	80,000円	12,252円	当期中に受け取った収益分配金の合計額である。

- 当期の支払利息の額は1,100,000円であり、貸借対照表の総資産の帳簿価額は前期末1,220,000,000円、当期末1,310,000,000円である（他の資料の網整は考慮不要である）。

●全国公開模試〔第二問〕

【資料5】

- 当期以前の使用者（全員が賃金台帳に記載されている国内雇用者で、雇用保険法に規定する一般被保険者に該当する。）に対する給与の支給状況は次のとおりである。甲社は、租税特別措置法第42条の12の4（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）につき、過年度には要件を満たさず適用を受けたことはない。なお、下記の金額及び人数には使用者兼務役員及び特殊関係使用者に対するものは含まれていない。

事業年度	給与支給総額	国内雇用者の延べ人数	備考
平成24年4月1日～平成25年3月31日	175,000,000円	468名	(注1)
平成25年4月1日～平成26年3月31日	177,800,000円	468名	(注1)
平成26年4月1日～平成27年3月31日	180,416,000円	477名	(注2)
平成27年4月1日～平成28年3月31日	180,428,000円	471名	(注3)

- (注1) 期中を通じて在籍したものは39名であり、期中に入社又は退職した者はいなかったため、延べ人数は39名×12月＝468名となっている。
- (注2) 平成26年5月に1名入社し、平成27年1月に以前からの在職者が1名退職したため、延べ人数は38名×12月＋退職1名×10月＋入社1名×11月＝477名となっている。また、給与支給額には、当該入社者に対する給与3,900,000円及び当該退職者に対する給与6,200,000円が含まれている。
- (注3) 平成28年1月に1名入社し、延べ人数は39名×12月＋1名×3月＝471名となっている。
- また、給与支給額には、当期末入社者に対する給与840,000円が含まれている。

〔第二問〕

- (5) 当期末損益計算諸の雑収入のうち1,500,000円について次のことが判明した。

甲社では、前期の業績が好調であったことから、前期末に決算賞与を支給することとし、65,000,000円を未払計上した。未払賞与計上に際しては、決算賞与を支給する旨及び支給額並びに支給日を平成27年4月10日とすること等を前期末に通知したが、うち1,500,000円がEに対して支給したものである。甲社では、役員に該当することから、確定申告書提出前であったので、税務上の加算調整を行った。また、支給時には、未払金を取り崩す処理を行っている。

〔第二問〕

- (00) 前期の確定申告及び修正申告に係る税額の納付及び会計処理は、次のとおりである。

- ① 前期確定税額を納付するために前期に積み立てた納税充当金(16,000,000円)を取り崩している。その内訳は次のとおりである。なお、積立不足分については、費用処理している。
- | | |
|--------|--------------------------|
| 法人税額 | 10,893,500円 |
| 住民税額 | 2,318,900円 |
| 事業税等の額 | 3,894,300円 (地方法人特別税を含む。) |
- ② 修正申告に係る納税額を費用処理している。
- | | |
|----------|------------------------------|
| 法人税額 | 1,456,000円 (附帯税156,000円を含む。) |
| 住民税額 | 291,200円 (附帯税 31,200円を含む。) |
| 事業税等の額 | 380,800円 (附帯税 40,800円を含む。) |
| 消費税額の附帯税 | 48,000円 (本税については適正に処理されている。) |

●実力完成答練 第6回〔第二問〕

4. 使用人賞与に関する事項

甲社では毎年6月及び12月に使用人に対して賞与を支給しているが、当期はさらに決算賞与を支給することとした。そこで当期中に使用人に対して各人別に支給額を通知し、通知どおりに平成28年4月15日に決算賞与(支給総額5,000,000円)を全使用人に支給した。

なお、支給総額については当期の確定した決算において未処理である。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

〔資料6〕「法人税、住民税及び事業税」に関する事項

- (1) 法人税、住民税及び事業税の総勘定元帳は次のとおりである。

法人税、住民税及び事業税 (単位:円)				
年月日	相手勘定	摘要	借方	貸方 残高
27.5.27	受取配当金	F社株式配当 源泉所得税	196,032	196,032
27.7.28	普通預金	修正申告分 法人税	510,000	706,032
27.7.28	普通預金	修正申告分 法人住民税	65,700	771,732
27.7.28	普通預金	修正申告分 法人事業税	242,500	1,014,232
27.7.28	普通預金	修正申告分 延滞金	5,900	1,020,132
27.7.28	普通預金	修正申告分 過少申告加算税	51,000	1,071,132
27.7.28	普通預金	修正申告分 延滞金	1,300	1,072,432
27.8.10	受取利息	預金利息 源泉所得税等	1,914	1,074,346
27.8.10	受取利息	預金利息 住民税利子割額	625	1,074,971
27.9.30	受取配当金	H証投信分配金 源泉所得税	183,780	1,258,751
28.2.15	受取利息	預金利息 源泉所得税等	1,721	1,260,472
28.2.15	受取利息	預金利息 住民税利子割額	562	1,261,034
28.2.28	受取配当金	E社株式配当 源泉所得税	61,260	1,322,294
28.2.28	受取配当金	G社株式配当 源泉所得税	36,756	1,359,050

〔注〕修正申告分の法人税等は当期に受けた税務調査の結果、前期の申告内容に誤りがあるとの指摘があり検討した結果、指摘を受け入れて修正したものである。

ズバリ的中!

所得税法

本試験問題

〔第一問〕

- 問1 あなたは、居住者Aから、「今後、不動産貸付により収入を得ようと考えている。当面は事業と称するに至らない規模での貸付けとなる見込みだが、行く行くは貸付規模を拡充し、事業として不動産貸付を行う予定である。事業と称するに至らない業務から生ずる所得の場合と事業から生ずる所得とでは、不動産所得の所得金額を算出する上でなんらかの相違があるのか。」という質問を受けた。
- あなたは、これに対してどう答えるべきか、所得税における両者の相違点を説明しなさい。

〔第一問〕

- 問2 給与所得に係る所得税法上の取扱いについて説明しなさい。
- ② 給与所得控除額の計算方法については、説明を要しない。

〔第二問〕 問1

【資料1】

- 6 子供服、衣服、雑貨などの棚卸資産についての棚卸しに関する内容は次のとおりである。
- なお、甲は、棚卸資産の評価方法の選定に関する届出書は提出していない。
- (1) 本年1月5日（営業初日）の在庫有り高（前年末日残と一致）
8,736,422円
- (2) 本年12月28日（営業最終日）の在庫有り高
8,465,320円
- なお、営業最終日の在庫有り高には、上記3(2)で行った毎年のシーズンセールにおいて、定価の40%割引で販売し売れ残ったものが1,768,356円（取得価額評価額）含まれている。これらの商品は、今後も通常の販売価額で販売することはできないことが明らかである（処分可能価額1,061,013円）。

〔第二問〕 問1

【資料1】

- 7 上記1の損益計算書における販売費・管理費等には、次のものが含まれている。
- (1) 給料賃金
- イ 正社員 甲の長男（甲との関係：生計別） 4,000,000円
パート Pさん（甲との関係：親族以外の第三者） 850,000円
- ハ パート 甲の妻A（甲との関係：生計一） 270,000円
- 甲の妻Aは専業主婦であるが、入手が足りない時に手伝ってもらった際に、時給900円で従事時間分支払った金額であり、青色事業専従者給与の届出書は提出していない。

TAC予想問題

●直前対策講義 第4回

不動産所得には、事業から生ずる所得と事業と称するに至らない業務から生ずる所得とがありますが、所得税における両者の取扱いの相違点について説明しなさい。

●直前予想答練 第3回〔第一問〕

- 問1 給与所得者は、年末調整の制度により、その年分の源泉徴収税額を精算することになっているが、給与所得者の支出（家事上の支出を含む。）であっても、この制度では考慮されず確定申告が必要なものがある。
- ついては、この支出をした場合の所得税法上の取扱いについて説明しなさい。

●直前オープン模試〔第一問〕

- 問1 事業所得及び給与所得の意義を説明するとともに、これらの所得を得るために通常必要な交通費の支出をした場合にそれぞれの所得区分でどのような取扱いがされるかその根拠となる規定に触れながら説明しなさい。

●直前予想答練 第3回〔第二問〕 問1

【資料】

- 1 本年中の棚卸資産に関する資料は次のとおりである。なお、棚卸資産の評価方法として、父は総平均法、甲は先入先出法を選定している。また、本年1月1日から2月末日までの仕入高は4,120,000円、3月1日から12月末日までの仕入高は22,450,000円である。

	総平均法	先入先出法
1月1日の棚卸高	3,400,000円	3,150,000円
2月末日の棚卸高 ②	3,070,000円	3,040,000円
12月末日の棚卸高	3,270,000円	3,310,000円

② この中には火災で損傷した商品が総平均法による評価額200,000円、先入先出法による評価額180,000円で含まれているが、2月末日における処分可能価額は60,000円である。

●全国公開模試〔第二問〕 問1

【資料Ⅲ】

- 7 従業員給料の内訳は次のとおりである。
- (1) 青色事業専従者である妻に対する給料 800,000円
- 妻は、獣医師免許をもっており、主に、甲の診療業務の補助と薬の調合の業務を担当しているが、子が幼いため、勤務時間は、朝9時から午後4時までである。
- なお、甲動物病院の営業時間は、朝9時から午後1時までと、午後3時から午後7時までである。
- (2) アルバイト従業員に対する給料 1,152,000円
- (3) 甲の母に対する給料 150,000円
- 母は、開院前に待合室や病院前の清掃をしている。
- 母に対する給料は、アルバイト従業員と同程度の基準で計算したものであり、労働の対価として適正な金額である。

ズバリ的中!

〔第二問〕問1 【資料Ⅲ】 甲が契約者、被保険者、保険料の負担者となっている生命保険契約（保険期間10年）が本年6月10日に満期となったため、R生命保険会社より、一時金を受け取った。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 保険金受取額</td> <td>8,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 払込保険料の総額</td> <td>5,768,400円</td> </tr> <tr> <td>(3) 上記(1)以外に分配された剰余金の総額</td> <td>527,300円</td> </tr> <tr> <td> ① 保険金支払日前分配額</td> <td>486,000円</td> </tr> <tr> <td> ② 保険金と併せて支払われた分配額</td> <td>41,300円</td> </tr> </table>	(1) 保険金受取額	8,000,000円	(2) 払込保険料の総額	5,768,400円	(3) 上記(1)以外に分配された剰余金の総額	527,300円	① 保険金支払日前分配額	486,000円	② 保険金と併せて支払われた分配額	41,300円	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 【資料Ⅲ】 6 G生命保険契約に基づく保険金 4,000,000円 これは、甲を被保険者とする生命保険契約が満期になったことにより支払いを受けた金額であり、甲が支払った保険料の総額は3,200,000円（うち本年中に支払った保険料の額は80,000円（旧契約に該当））である。 ●直前オープン模試〔第二問〕問2 【資料Ⅲ】 乙は、本年2月に平成17年に締結していた生命保険契約（一般の区分に該当する。）に基づきS生命保険会社から満期保険金4,461,000円を受けている。 なお、乙は、この保険の契約者及び保険料の支払者であり、これに係る保険料として合計3,166,000円（このうち、本年分の生命保険料は、37,200円である。）を支出している。																
(1) 保険金受取額	8,000,000円																										
(2) 払込保険料の総額	5,768,400円																										
(3) 上記(1)以外に分配された剰余金の総額	527,300円																										
① 保険金支払日前分配額	486,000円																										
② 保険金と併せて支払われた分配額	41,300円																										
〔第二問〕問1 【資料Ⅳ】 甲のW信用金庫普通預金口座の状況を確認したところ、次の入金があった。 <table border="0"> <tr> <td>1年（1ヵ月）の掛金30,000円）の定期積金契約期間満了につき支払われた金額</td> <td>360,742円</td> </tr> </table> <参考事項> <table border="0"> <tr> <td>(1) 掛金の総額</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 給付補損金</td> <td>676円（国税129円 地方税42円 控除後）</td> </tr> <tr> <td>(3) 満期後の期間に対応する利息</td> <td>66円（国税10円 地方税3円 控除後）</td> </tr> </table>	1年（1ヵ月）の掛金30,000円）の定期積金契約期間満了につき支払われた金額	360,742円	(1) 掛金の総額	360,000円	(2) 給付補損金	676円（国税129円 地方税42円 控除後）	(3) 満期後の期間に対応する利息	66円（国税10円 地方税3円 控除後）	●実力完成答練 第6回〔第二問〕問4 【資料3】 上記の他、丁には、本年中に次の収入がある。 なお、所得税（特別徴収される住民税を含む。）が源泉徴収されるものについては税引後の手取額である。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 一時払養老保険の解約差益</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>これは、保険期間30年のものを4年で解約したものである。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 外国割引債の償還差益</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>これは、国外で発行された割引債の償還益である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 定期積金の給付金</td> <td>1,012,000円</td> </tr> <tr> <td>このうち給付補てん金は12,000円である。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 一時払養老保険の解約差益	41,000円	これは、保険期間30年のものを4年で解約したものである。		(2) 外国割引債の償還差益	80,000円	これは、国外で発行された割引債の償還益である。		(3) 定期積金の給付金	1,012,000円	このうち給付補てん金は12,000円である。							
1年（1ヵ月）の掛金30,000円）の定期積金契約期間満了につき支払われた金額	360,742円																										
(1) 掛金の総額	360,000円																										
(2) 給付補損金	676円（国税129円 地方税42円 控除後）																										
(3) 満期後の期間に対応する利息	66円（国税10円 地方税3円 控除後）																										
(1) 一時払養老保険の解約差益	41,000円																										
これは、保険期間30年のものを4年で解約したものである。																											
(2) 外国割引債の償還差益	80,000円																										
これは、国外で発行された割引債の償還益である。																											
(3) 定期積金の給付金	1,012,000円																										
このうち給付補てん金は12,000円である。																											
〔第二問〕問1 【資料Ⅴ】 1 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 国民健康保険料</td> <td>123,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民年金保険料</td> <td>0円 ②</td> </tr> <tr> <td>(3) 旧生命保険料</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(受取人：甲の妻A)</td> </tr> <tr> <td>(4) 旧個人年金保険料（受取人：甲の長女D）</td> <td>103,680円</td> </tr> <tr> <td>(5) 介護医療保険料（受取人：甲の長男C）</td> <td>72,800円</td> </tr> <tr> <td>(6) 地震保険料（甲の自宅分・受取人：甲）</td> <td>27,300円</td> </tr> </table> ② 国民年金保険料は、甲の妻A分を甲が支払っており、平成26年4月分から平成28年3月分までの2年度分355,280円を平成26年3月に支払っている。なお、甲は、各年分の保険料に相当する額を各年に控除する（分割控除）方法を選択している。	(1) 国民健康保険料	123,400円	(2) 国民年金保険料	0円 ②	(3) 旧生命保険料	132,000円	(受取人：甲の妻A)		(4) 旧個人年金保険料（受取人：甲の長女D）	103,680円	(5) 介護医療保険料（受取人：甲の長男C）	72,800円	(6) 地震保険料（甲の自宅分・受取人：甲）	27,300円	●全国公開模試〔第二問〕問1 【資料Ⅴ】 1 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 国民健康保険料</td> <td>385,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民年金保険料</td> <td>93,540円</td> </tr> <tr> <td>(3) 生命保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ① 平成20年に契約したものの 甲を被保険者とする定期保険である。 受取人は甲の妻である。</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td> ② 本年8月に契約したものの 長女を被保険者とする学資保険である。 受取人は甲である。</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td> ③ 平成24年に契約したものの 甲の母を被保険者とするガン保険である。 受取人は甲である。</td> <td>48,000円</td> </tr> </table>	(1) 国民健康保険料	385,000円	(2) 国民年金保険料	93,540円	(3) 生命保険料		① 平成20年に契約したものの 甲を被保険者とする定期保険である。 受取人は甲の妻である。	52,000円	② 本年8月に契約したものの 長女を被保険者とする学資保険である。 受取人は甲である。	60,000円	③ 平成24年に契約したものの 甲の母を被保険者とするガン保険である。 受取人は甲である。	48,000円
(1) 国民健康保険料	123,400円																										
(2) 国民年金保険料	0円 ②																										
(3) 旧生命保険料	132,000円																										
(受取人：甲の妻A)																											
(4) 旧個人年金保険料（受取人：甲の長女D）	103,680円																										
(5) 介護医療保険料（受取人：甲の長男C）	72,800円																										
(6) 地震保険料（甲の自宅分・受取人：甲）	27,300円																										
(1) 国民健康保険料	385,000円																										
(2) 国民年金保険料	93,540円																										
(3) 生命保険料																											
① 平成20年に契約したものの 甲を被保険者とする定期保険である。 受取人は甲の妻である。	52,000円																										
② 本年8月に契約したものの 長女を被保険者とする学資保険である。 受取人は甲である。	60,000円																										
③ 平成24年に契約したものの 甲の母を被保険者とするガン保険である。 受取人は甲である。	48,000円																										
〔第二問〕問1 【資料Ⅵ】 2 本年12月31日において、甲の親族の状況は次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 甲の妻A（58歳、主婦、生計一、同居）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 甲の母B（91歳、無職、生計一、同居）②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 甲の母Bの収入については、国民年金法に基づく老齢年金受取金額90万円である。なお、振込みされた金額は、介護保険料が145,500円差し引かれている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 甲の長男C（33歳、Z子供服店勤務、生計別、別居）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 甲の長女D（21歳、大学生、生計一、別居）②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 長女Dは、通学のため、一人暮らしをしているが、甲からの仕送りにより生活をしている。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 甲の妻A（58歳、主婦、生計一、同居）		(2) 甲の母B（91歳、無職、生計一、同居）②		② 甲の母Bの収入については、国民年金法に基づく老齢年金受取金額90万円である。なお、振込みされた金額は、介護保険料が145,500円差し引かれている。		(3) 甲の長男C（33歳、Z子供服店勤務、生計別、別居）		(4) 甲の長女D（21歳、大学生、生計一、別居）②		② 長女Dは、通学のため、一人暮らしをしているが、甲からの仕送りにより生活をしている。		●直前予想答練 第2回〔第二問〕 【資料Ⅵ】 1 社会保険料 1,342,000円 これは、甲及び甲と生計を一にする親縁に係る社会保険料で、甲の預金口座から引き落とされたものであるが、甲の母に係る後期高齢者医療制度の保険料18,000円が含まれている。 甲の母に係る後期高齢者医療制度の保険料は、甲の母が支給された公的年金から特別徴収されていたが、本年の中途において甲の預金口座から引き落としの手続きをしたものである。 なお、上記の他、甲の母の母の公的年金から特別徴収された介護保険料34,500円及び後期高齢者医療制度の保険料20,800円がある。														
(1) 甲の妻A（58歳、主婦、生計一、同居）																											
(2) 甲の母B（91歳、無職、生計一、同居）②																											
② 甲の母Bの収入については、国民年金法に基づく老齢年金受取金額90万円である。なお、振込みされた金額は、介護保険料が145,500円差し引かれている。																											
(3) 甲の長男C（33歳、Z子供服店勤務、生計別、別居）																											
(4) 甲の長女D（21歳、大学生、生計一、別居）②																											
② 長女Dは、通学のため、一人暮らしをしているが、甲からの仕送りにより生活をしている。																											

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

【資料Ⅱ】

1 乙は、T都K区に所有していた居住用の家屋及びその敷地（以下「譲渡した居住用財産」という。）を本年3月18日に丙（第三者）に売却した。

譲渡した居住用財産は、乙の父が平成5年1月14日に取得したものであり、乙は平成22年12月7日に死亡した父より相続している。

なお、乙の父及び乙は、父の取得時から同所において同居していた。

2 この居住用財産の譲渡に要した費用は1,248,000円であった。

【譲渡した居住用財産の状況】

不動産の内訳／年月日	平成5年 1月14日	平成22年 2月7日	平成27年 3月18日
	取得価額	相続税評価額	譲渡金額
居住用家屋 （金属造：骨格材肉厚 4mm超） ④耐用年数34年	12,000,000円	7,200,000円	8,000,000円
居住用家屋の敷地	32,000,000円	52,000,000円	72,000,000円
居住用財産の合計額	44,000,000円	59,200,000円	80,000,000円

【資料Ⅲ】

1 乙は、平成26年5月20日にB不動産販売会社とS県Y市にある新築の建売り住宅（土地付建物）の売買契約を70,000,000円（建物に係る消費税等の税率8%込）で締結し、本年3月3日に引き渡しを受け、同日より居住の用に供している。

この建売り住宅の床面積は240㎡、敷地の面積は160㎡である。

なお、この取得した居住用家屋は、認定住宅に該当しない。

2 取得した居住用財産については、C銀行より35,000,000円を住宅ローンとして融資を受けており、本年末の住宅ローン残高は34,183,117円である。

なお、この住宅ローンは、租税特別措置法第41条《住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除取得等》における住宅借入金等の要件を満たしている。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問4

【資料5】

丁は、本年8月に居住用家屋（床面積132㎡、建築後使用されたことのないものであり、認定住宅には該当しない。）を35,000,000円で取得し直ちに居住の用に供している。

なお、取得資金の一部は償還期間20年の借入金であり、当初の借入額は25,000,000円、本年末の借入金残高は24,843,700円である。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕

【資料Ⅲ】

甲は、本年9月に土地Gを80,000,000円で譲渡し、譲渡に要した費用1,430,000円を支払っている。土地Gは平成6年に45,000,000円で取得し、同年中に居住用家屋を建築して、以後、甲の居住の用に供していたものであるが、平成26年2月に家屋が火災で焼失した。そのため、甲は駐車場として賃貸することとした（本年分の賃貸料については、適正額が【資料Ⅰ】1の損益計算書の賃貸料収入に計上されている。）が、好条件での買手が見つかったため譲渡したものである。

また、甲は平成26年4月に、新築の建売住宅（家屋の床面積は140㎡、敷地の面積は180㎡）を75,000,000円で購入し、甲の居住の用に供しているが、この購入資金の一部は、銀行からの借入金（本年末における残高は25,670,000円）で賄っており、平成26年分の確定申告において、租税特別措置法第41条『住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除』の適用を受けている。

なお、甲は今回の譲渡につき、租税特別措置法第35条『居住用財産の譲渡所得の特別控除』又は租税特別措置法第36条の2『特定の居住用財産の実換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例』の適用を受けたいと考えている。

●直前オープン模試〔第二問〕

問1

1 本年10月31日のN不動産会社に対する国内の居住用家屋及びその敷地の譲渡対価 80,000,000円

この家屋及び敷地は、平成19年に取得したもので、取得後本年9月まで引き続き居住をしていたものであり、譲渡時の取得費は、10,000,000円及び50,000,000円である。

また、この譲渡に際し、800,000円の譲渡費用を支出している。

なお、この居住用家屋及び土地の譲渡時の時価は合計で80,000,000円であり、N不動産会社は、この家屋及び敷地を居住用のものとして転売することとしている。

ズバリ的中!

相続税法

本試験問題

理論 問1 〔第一問〕

問1 相続税の期限内申告書を提出するまでに被相続人の遺産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合において、相続税の申告書の作成に当たって注意しなければならない相続税に関する規定を説明し、併せて、相続税の申告書の提出期限までに分割されていない遺産が、その後、分割された場合の相続税（附帯税を除く。）の課税上の取扱い及び申告等の特例規定の手続きを説明しなさい（税務署長のとるべき手続関係についての記載は要しない）。

なお、租税特別措置法に規定する特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例、相続税の納税猶予及び免除に関する規定についての記載は要しない。

問2 次の設例に基づき、以下の(1)から(5)までの間に答えなさい。
〔設例〕

Z（20歳）は、平成26年中に祖父Yからの書面による贈与により1,000万円の金銭の贈与を受け、その贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づきV銀行W支店において普通預金に預入をした。

Zは、その贈与を受けた金銭に係る贈与税において、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第70条の2の2）（以下「教育資金の非課税」という。）の規定の適用を受けた。

Zは、平成27年中に祖母Xから書面による贈与により700万円の金銭の贈与を受け、その贈与を受けた金銭に係る贈与税においても、教育資金の非課税の規定の適用を受けようと考えている。

なお、平成26年中の祖父Yからの贈与について適用を受けた、教育資金の非課税に係る教育資金管理契約は終了していない。

- (1) 「教育資金の非課税」について、その概要を説明しなさい。
- (2) 教育資金の非課税の適用を初めて受ける際の手続について説明しなさい。
- (3) 本設例において、Zが祖母Xからの金銭の贈与について、教育資金の非課税の適用を受けるための手続と注意しなければならない点について説明しなさい。
- (4) 教育資金の非課税の適用を受けた受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（以下「領収書等」という。）を教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等に提出しなければならないこととされているが、その領収書等の提出期限について説明しなさい。
- (5) 教育資金の非課税の適用に係る教育資金管理契約の終了事由と終了したときにおける贈与税の課税上の取扱いについて説明しなさい。

〔第二問〕

被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額に関する【資料1】及び【資料2】に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

また、【資料1】及び【資料2】に基づいて、平成27年分の贈与税の申告が必要者について、平成27年中の贈与につき、本問に記述がある者からの贈与以外の贈与が無かったものとした場合の各受贈者の納付すべき贈与税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

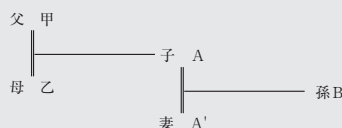
TAC予想問題

●直前予想答練 第2回〔第一問〕

問1 遺産の全部又は一部が未分割である場合において、相続税の申告書を作成する際に注意すべき未分割遺産に対する相続税の課税上の取扱いについて説明しなさい。

●実力完成答練 第4回

問2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。
〔設例〕



① 父甲は昭和15年2月2日生まれであり、孫Bは平成5年7月24日生まれである。

② 子Aは平成24年6月18日に死亡している。

③ 父甲から孫Bに対して次の贈与が行われた。

平成27年5月10日 現金 15,000,000円
この現金の贈与は書面によるもので、孫Bは教育資金管理契約に基づき、全額銀行に預けている。

平成27年10月21日 上場株式 20,000,000円

孫Bは平成27年分の贈与税の申告に際し、父甲からの贈与について相続時精算課税の規定を適用し、租税特別措置法第70条の2の2「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の規定の適用を受けることとした。

なお、これらの規定の適用を受けるための手続きは適正に行われている。

④ その後、孫Bの年齢が30歳に達したため、教育資金管理契約が終了した。

なお、終了の時に学校等に対して支払われた教育資金は10,000,000円であり、全額銀行において確認されており、かつ、記録されている。

⑤ 孫Bは③以外に贈与を受けたことはない。

⑥ 贈与税額の計算にあたって、必要な税率は問題A12の資料を参照すること。

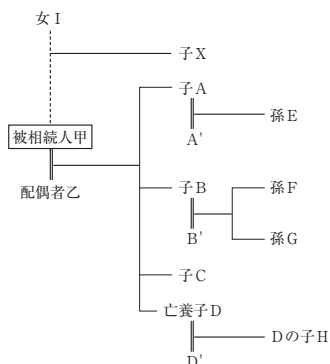
(1) 相続時精算課税を選択するための要件及び相続時精算課税に係る贈与税額の計算方法並びに直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の規定を受けるための要件を説明しなさい。ただし、手続きに関する規定については説明を要しない。

(2) 教育資金管理契約が終了する場合において、父甲が死亡している場合と生存している場合の孫Bの納付すべき贈与税額をそれぞれ示しなさい。

●全国公開模試〔第二問〕

被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額に関する【資料1】及び【資料2】に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額及び平成27年分の納付すべき贈与税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



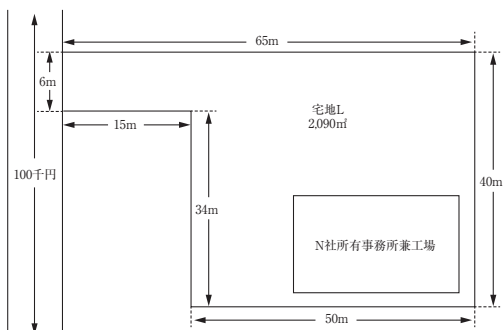
- ① 被相続人甲は、大正9年4月4日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 相続人等は、特に記した者を除き全て20歳以上であり、孫Eを除き、相続開始時において日本国内に住所を有していた。
- 3 子B（昭和24年10月30日生まれ）は、以前より精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、平成23年1月14日に家庭裁判所から後見開始の審判を受け、Bが成年後見人に選任された。なお、相続開始時においても同様の状況にある。
- 4 亡養子Dは、平成10年に被相続人甲と違法に養子縁組をしている。なお、亡養子Dは、平成22年に死亡した。
- 5 孫Eは、平成14年4月1日より引き続きアメリカ合衆国に居住し、7年前にアメリカ合衆国の国籍を取得している。なお、相続開始時においても日本国内に住所を有しておらず、日本国籍も有していない。
- 6 孫F（昭和60年3月31日生まれ）は平成26年に大学院に入学し、相続開始時において引き続き大学院の学生である。
- 7 孫G（平成4年8月26日生まれ）は、平成27年3月に大学を卒業し、企業に就職した。

(3) 宅地Lは、子Aに遺贈する。

宅地Lは、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

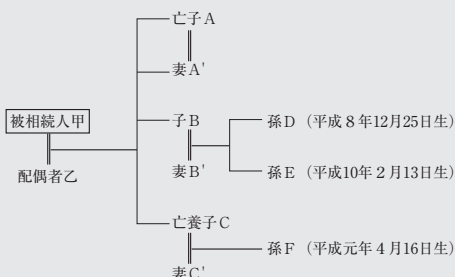
この宅地は、後記N社所有の事務所兼工場の敷地として、賃貸借契約によりN社に対し相当の地代で貸し付けていた。この貸付けに当たり、権利金の授受は無く、土地の無償返還に関する届出容が所給総務署長に提出されている。また、相続開始時において未取地代はなかった。

なお、宅地Lを遺贈により取得した子Aは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、N社に対する宅地Lの賃貸借を継続しており、N社は同社の事業の用に供している。



●実力完成答練 第6回

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- ① 被相続人甲は昭和9年5月23日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 相続人等は生年月日の表示のない者は全て20歳以上であり、相続開始時において全員日本国内に住所を有していた。
- 3 被相続人甲は、配偶者乙と昭和41年10月5日に婚姻した。また、相続開始日において生計を一にしていたのは配偶者乙及び妻A'である。
- 4 亡養子Cは、平成4年4月1日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。
- 5 妻A'は平成3年8月7日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。
- 6 亡子A及び亡養子Cは、いずれも平成20年1月3日に死亡した。なお、子A及び養子Cの遺産総額は、相続税の基礎控除額以下であった。

●直前予想答練 第1回

(1) 宅地F（300㎡）は、子Aへ遺贈する。

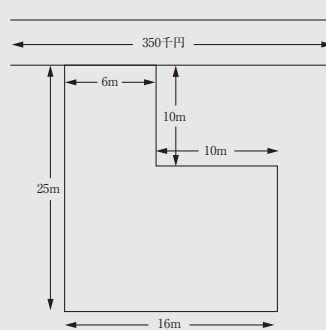
この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地が所在する地域の借地権割合は60%、借家権割合は30%である。

この宅地は、被相続人甲が、K社に使用貸借契約により貸し付けていたものである。

子Aは、この宅地を相続税の申告期限においても所有し、K社に貸し付けており、K社の事業の用に供されている。

また、子Aは同期限までに同社の役員に就任している。



ズバリ的中!

へ N社の比率要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	3,000,000円
平成26年3月期末以前1年間の年配当金額	1,500,000円
平成25年3月期末以前1年間の年配当金額	2,400,000円
平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	70,000,000円 非経常的な利益はない
平成26年3月期末以前1年間の利益金額	50,000,000円 非経常的な利益はない
平成25年3月期末以前1年間の利益金額	60,000,000円 非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	70,000,000円

- ②1 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として支払われており、非経常的な配当はない。
- 2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
- 3 類似業種比準価額を計算する場合のN社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト N社の平成27年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額 ②	負債の合計額 ②
帳簿価額	550,000,000円	450,000,000円
相統税評価額	650,000,000円	450,000,000円

- ②1 N社は相統開始時に仮決算を行っていないため、相統開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相統開始時の直前に終了した事業年度末から相統開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
- 2 宅地Lに係る借地権の額は、資産の金額に適切に計上されている。
- 3 N社は、保険会社との間で、被相続人甲を被保険者とした生命保険契約を締結しており、この契約に基づき保険金10,000,000円を平成27年5月20日に受領した。
なお、この保険金10,000,000円は、N社において未計上であり、また、この生命保険契約は掛け捨てのため、資産の金額には計上されていない。
- 4 平成27年4月10日に納税通知を受けた平成27年度の固定資産税1,400,000円は、負債に計上されていない。
- 5 相統開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は22,000,000円、消費税等の未払いの金額は14,000,000円である。いずれも負債にその金額が計上されている。
- 6 N社は、平成27年5月29日定時株主総会で、5月末日を交付の効力発生日として、一株当たり50円の配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。
- 7 N社は、平成27年5月29日定時株主総会で、非相続人甲の死亡退職に伴い10,000,000円の死亡退職金と、月額報酬100,000円の1年分に相当する1,200,000円の弔慰金の支給を決議した。死亡退職金及び弔慰金は、配偶者乙に支給された。
なお、被相続人甲は、業務上の死亡ではない。また、被相続人甲に対する未払いの報酬・賞与はない。

●実力完成答練 第1回

へ N社の比率要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成26年12月期末以前1年間の年配当金額	0円
平成25年12月期末以前1年間の年配当金額	5,100,000円
平成24年12月期末以前1年間の年配当金額	4,800,000円 うち、1,800,000円は記念配当
平成26年12月期末以前1年間の年配当金額	119,000,000円 非経常的な利益はない
平成25年12月期末以前1年間の利益金額	1,000,000円 非経常的な利益はない
平成24年12月期末以前1年間の利益金額	89,000,000円 非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	80,000,000円

- ②1 配当金は、全て毎年12月末日の決算日を基準日として支払われている。
- 2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
- 3 類似業種比準価額を計算する場合のN社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

●全国公開模試

ト R社の平成27年5月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

(単位：円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
現金預金	10,500,000	支払手形	3,000,000
受取手形	4,000,000	買掛金	6,500,000
売掛金	7,000,000	借入金	8,000,000
棚卸資産	6,700,000	貸倒引当金	900,000
前払費用	250,000	賞与引当金	800,000
借地権	0		
建物	11,000,000		
建物付属設備	3,100,000		
その他の減価償却資産	8,500,000		
有価証券	40,000,000		
ゴルフ会員権	4,000,000		
合 計	95,050,000	合 計	19,200,000

- ②1 R社は相統開始時に仮決算を行っていないため、相統開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相統開始時の直前に終了した事業年度末から相統開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。

●直前予想答練 第3回

⑦ J社の比率要素の金額の計算の基となる年配当金額は、次のとおりである。

イ 直前期の年配当金額	8,000,000円
ロ 直前々期の年配当金額	7,200,000円
ハ 直前々期の前期の年配当金額	7,200,000円

なお、J社は、平成27年5月29日に行われた株主総会で、平成27年3月31日を基準日として1株当たり50円の配当金を支払うことを決議した。

●実力完成答練 第4回

へ 課税時期におけるO社の資産及び負債の金額は、次のとおりである。

区 分	資産の合計額	負債の合計額
帳 簿 価 額	1,278,000,000円	560,000,000円
相統税評価額	1,562,000,000円	560,000,000円

- ②1 「資産の合計額」の「相統税評価額」欄の金額には、上記(4)の宅地Mの借地権が含まれていない。
- 2 「負債の合計額」欄の金額には、後記6(3)の退職手当金等(旧法人税法第54条第2項に規定する退職給与引当金の取り崩しにより支給されるものではない。)は含まれていない。
- 6 (3) 被相続人甲の死亡後、O社は、退職手当金50,000,000円と弔慰金4,000,000円を配偶者乙に対して支給した。なお、被相続人甲の最終月額報酬は500,000円であり、業務上の死亡には該当しない。

ズバリ的中!

6 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。

- (1) 被相続人甲の所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得額の額 100,000円 配偶者乙が負担
- (2) 平成27年度住民税 200,000円 配偶者乙が負担
- (3) 平成27年度固定資産税 1,700,000円 配偶者乙が300,000円、子Aが1,000,000円、子Cが400,000円負担

7 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、すべて子Aが負担した。

通夜の費用（寺院への支払）：100,000円、葬儀の費用（寺院への支払）：1,500,000円、戒名料：500,000円、香典返戻費用：200,000円、通夜・葬儀の費用（葬儀会社への支払）1,200,000円。

なお、通夜・葬儀の参列者から受領した香典400,000円は子Aが受領した。

8 被相続人甲の生前において、被相続人甲の相続人等は、次のとおり贈与を受けており、平成26年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。

なお、受贈者はいずれも、本問に記述がある者からの贈与以外の贈与を受けていない。

贈与年月日	贈与者	受贈者	受贈財産	贈与時の時価
平成24年4月10日	被相続人甲	子C	N社株式	30,000,000円
平成25年2月1日	被相続人甲	孫E	土地・建物	10,000,000円
平成25年4月11日	被相続人甲	孫F	現金	5,000,000円
平成25年4月11日	被相続人甲	孫G	現金	5,000,000円
平成26年5月22日	被相続人甲	子X	証券投資信託	3,000,000円
平成27年1月5日	被相続人甲	子C	現金	3,000,000円
平成27年2月5日	子C	孫F	現金	2,000,000円

②3 平成25年4月11日に孫F及び孫Gが受けた現金の贈与については、孫F及び孫Gとも租税特別措置法第70条の2の2第1項（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用を受けている。

なお、孫Fの租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用に係る教育資金管理契約が終了したときにおける、その教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額は、2,500,000円である。

また、被相続人甲の相続開始の日における、孫Gの租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用に係る教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所が記録をした教育資金支出額は2,000,000円である。

●実力完成答練 第1回

6 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。

- (1) 被相続人甲の所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得額の額 170,000円 配偶者乙が負担
- (2) 平成27年度住民税 700,000円 配偶者乙が負担
- (3) 平成27年度固定資産税 3,200,000円 配偶者乙及び養子Aが均等で負担

7 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、配偶者乙、養子A、子B及び養子Cがそれぞれ均等に負担した。

通夜の費用（寺院への支払）：80,000円、告別式の費用（寺院への支払）：1,100,000円、戒名料：400,000円、香典返戻費用：500,000円、初七日費用（寺院への支払。葬儀の当日に実施）：290,000円、通夜・告別式の費用（葬儀会社への支払）：1,200,000円。

なお、通夜・葬儀の参列者から受領した香典2,000,000円は配偶者乙が取得した。

●直前予想答練 第1回

5 上記のほか、相続税の申告期限までに、次の事項が判明している。

- (1) 次の表における受贈者は、相続開始前に被相続人甲から次の表のとおり贈与を受けており、平成26年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては適法に済ませている。

なお、孫Eは、平成26年10月に配偶者乙から現金預金20,000,000円の贈与を受けており、租税特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に基づき、金融機関等を經由して適正に教育資金非課税申告書を納税地の所轄税務署長に提出している。

スバリの的中!

酒 税 法

本試験問題

【資料】 3. B.

分みつをしない砂糖（とうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで、冷却して製造した砂糖で、糖度が90度）を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90度）し、水を加えた酒類（アルコール分36度、エキス分0.3度）

【資料】 3. C.

麦芽1,000kg、小麦500kg、米400kg、糖類100kg、ホップ50kg、スピリッツ（麦芽を原料としたアルコール含有物（アルコール分5度、70ℓ）を蒸留したもの、アルコール分40度）2ℓ及び水を原料として発酵させた酒類に香草を加えた発泡性を有する酒類（アルコール分6度、エキス分4度）

【資料】 3. D.

米800kg、米こうじ1,000kg（こうじ米800kg）、連続式蒸留しようちゅう3ℓ（水以外の物品を加えていないもの、アルコール分35度）、有機酸230kg、ぶどう糖150kg（含有水分40%）及び水を原料として発酵させて、こした酒類（アルコール分21度、エキス分4度）

【資料】 3. E

小麦250kg、米こうじ450kg（こうじ米300kg）、乾燥させたなつめやしの実350kg（乾燥前の重量は470kg）、あずき350kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分65度）し、水を加えた酒類（アルコール分35度、エキス分0.5度）

【資料】 3. F

米300kg、米こうじ250kg（こうじ米150kg）及び単式蒸留しようちゅう500ℓ（水以外の物品を加えていないもの、アルコール分40度）にみりん（ぶどう糖不使用、アルコール分12度、エキス分40度）、たんぱく物質分解物（小麦グルテンを原料としたもの）50kg、清酒かす65kg及び水を加えて、こしたもの（アルコール分13度、エキス分40度）に、炭酸水を加えた発泡性を有する酒類（アルコール分5度、エキス分1.8度）

【資料】 3. G

発芽ライ麦500kg及び水によって、ライ麦を糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留（留出時のアルコール分90度）した酒類1,000ℓ（アルコール分65度）に、糖蜜700kg（糖度92度）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分85度）した酒類2,000ℓ（アルコール分40度、エキス分0.6度）、カラメル（色素）500kg及び水を混和した酒類（アルコール分45度、エキス分1.0度）

TAC予想問題

●全国公開模試〔第二問〕

【資料】 3. A

A 分みつをしない砂糖で、さとうきびの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した粉末状のもの（糖度90度）、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分95度）して水を加えた酒類3,500ℓ（アルコール分20度、エキス分0.1度）

●実力完成答練 第2回〔第二問〕

【資料】 3. D

D 発芽させた大麦700kg、発芽させた小麦200kg、フロン50kg、ばれいしょ300kg、カラメル2kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有するもの（アルコール分5度、エキス分3度）

●実力完成答練 第1回〔第二問〕

【資料】 3. H

H 米2,000kg、米こうじ1,000kg（こうじ米900kg）、他の酒類製造者の製造場から課税移出された原料用アルコール1,200ℓ（アルコール分95度）、水あめ200kg（含有水分30%）、有機酸120kg及び水を原料として発酵させてこした酒類13,000ℓ（アルコール分20度、エキス分5度）

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

【資料4】 B

甘藷（さつまいも）500kg、米こうじ200kg、ごま750kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）して水を加えた酒類（アルコール分30度、エキス分0.4度）

●直前対策講義 第2回

【第一問】 3

3. ②の酒類に、水を加えた酒類（アルコール分10度、エキス分33.3度）

① 麦、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分95度）して水を加えた酒類（アルコール分40度、エキス分0.2度）

② もち米及び米こうじに①の酒類、タンパク質物分解物（小麦グルテンを原料としたもの）、アミノ酸塩、みりんかすを加えてこした酒類（アルコール分12度、エキス分40度）

●実力完成答練 第2回

【資料3】 B

麦芽及び水を原料として糖化、発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分50度）した酒類300ℓ（アルコール分50度、エキス分0.2度）に、やまぶどう、なつめやしの実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90度）して水を加えた酒類1,700ℓ（アルコール分60度、エキス分0.2度）、香味料10ℓ及び水を加えた酒類3,000ℓ（アルコール分39度、エキス分0.4度）

ズバンの中!

- 5 商品Aについては、4の表のほか、平成27年5月中に酒類販売業者に課税移出されたもの300本（容器の容量350ml）が、返品のため、平成27年8月15日に酒類販売業者から持ち込まれた。
- 6 商品Bについては、4の表に3,000本（容器の容量700ml）を輸出の目的で、酒税法第29条第1項（輸出免税）の規定により移出したものが含まれている。
- 7 商品Cについては、4の表のほか、平成27年8月5日に国税通則法第74条の4（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権）第2項の規定に基づき10本（容器の容量350ml）が採取され、製造場から持ち出されている。
- 8 商品Dについては、4の表のほか、平成27年8月25日に品質評価のため、公的品質評価機関に対して20本（容器の容量720ml）を送付した。
- 9 商品Eについては、4の表のほか、従業員の過失により、平成27年8月25日に製造場内の貯蔵タンクから流出し、500ℓが滅失した。なお、所轄税務署長にその旨の届出書を提出している。
- 10 商品Fについては、4の表のほか、平成27年8月20日に見学者に対して、製造場内で20本（容器の容量350ml）を無料で試飲させた。
- 11 商品Gについては、4の表のほか、販売促進のために見本品として、平成27年8月10日に酒類販売業者に対して400本（容器の容量180ml）を無償提供した。



- 全国公開模試〔第二問〕 7
7. 商品Dについては、平成27年7月中に酒類販売業者に課税移出されたもののうち150本（容器の容量1,800ml）が、平成27年8月中に酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。
- 実力完成答練 第1回〔第二問〕 8
8. 商品Eについては、4の表に、平成27年8月中に輸出の目的で酒税法第29条第1項の規定により移出した150本（容器の容量700ml）が含まれている。
- 全国公開模試〔第二問〕 8
8. 商品Eについては、4の表に、平成27年8月17日に国税通則法第74条の4第2項の規定により採取された10本（容器の容量500ml）が含まれている。
- 実力完成答練 第1回〔第二問〕 9
9. 商品Iについては、4の表のほか、品質評価のため、平成27年8月中に公的品質評価機関に対して10本（容器の容量900ml）を送付した。
- 直前対策講義 第3回【資料】 5
5. 商品Cについては、3の表のほか、平成27年8月2日に製造場内で荷崩れが発生し、250本（容器の容量720ml）を破びんにより流出した。
なお、所轄税務署長にその旨の届出書を提出している。
- 実力完成答練 第2回〔第二問〕 5
5. 商品Aについては、4の表のほか、製造場見学者に平成27年7月中に600本（容器の容量180ml）を無料で試飲させた。
- 実力完成答練 第4回〔第二問〕 8
8. 商品Dについては、5の表のほか、平成27年8月5日に東京製造場から販売促進のために見本品として、酒類販売業者に対して400本（容器の容量900ml）を無償で提供した。

ズバリ的中!

消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 次の各問に答えなさい。

- (2) 非課税となる国内取引のうち、税の性格から課税対象とすることになじまないものを簡潔に述べなさい。
また、「課税売上割合」の計算方法、及び「課税売上割合」の計算上、上記非課税となる国内取引について、注意すべき点を述べなさい。

- ② 1 非課税となる国内取引の解答に当たっては、消費税法施行令に定める事項については、触れる必要はなく、例えば消費税法別表第1第1号で規定する非課税取引は「土地の譲渡、貸付け」、同法別表第1第2号で規定する非課税取引は「有価証券、支払手段の譲渡」のように簡潔に記載する。
2 「課税売上割合」の計算方法の解答に当たっては、適宜算式を用いることとして差し支えない。

〔第一問〕

問2 次の(1)～(3)の各問について、選択欄から正解を1つ選んで、その理由を述べなさい。また、消費税の計算に当たり注意すべき点があればそれについても述べなさい。

- (2) 当社は、国外の石油化学プラントの建設工事における技術的な指導、助言、監督に関する業務契約を国内の建設集者と3千万円で締結しました。
この技術的な指導等は、当該建設業者に対して国外の建設工事現場で行うものです。
また、石油化学プラントの建設資材の大部分は国内で調達されます。

この場合の業務契約に係る取引について、消費税法令の適用関係はどのようになりますか。

<選択欄>

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

〔第一問〕問2

- (3) 当社は、国外から家具を輸入して国内で販売しています。当社は、輸入先国には事務所は設けていないのですが、輸入品の代金決済のために、輸入先国の銀行（日本国内に支店はない。）に預金口座を開設し、外貨預金を持っています。
この外貨預金から生ずる利息に係る取引について、消費税法令の適用関係はどのようになりますか。

<選択欄>

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

〔第二問〕問1

<損益計算書に関する付記事項>

- (1) 「売上高」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| ① 印刷売上 | 395,200,000円 |
| ② 上記①のうち平成25年9月30日までに締結した請負契約に基づく売上高 | 34,512,000円 |
| ③ インターネットにおけるフォトアルバム売上 | 10,429,900円 |

〔第二問〕問1

- (5) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--|------------|
| ① 社会保険料及び労働保険料の事業主負担分 | 6,170,000円 |
| ② 社内の慶弔規程に基づき現金で支出した香典、見舞金等の慶弔費 | 450,000円 |
| ③ 社内の表彰規程に基づき永年勤続者に対して贈呈した記念品の購入代金 | 250,000円 |
| ④ 従業員慰安のための国内旅行費用（運転手への心づけ10,000円を含む。） | 210,000円 |

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

問1 次の各問に答えなさい。

- (1) 消費税法第30条第2項（同法第30条第1項が適用されない場合の計算規定）第1号に規定する「個別対応方式」について述べなさい。

また、同法第30条第6項（同条各項における用路の定義規定）に規定する「課税期間における課税売上高」の意義及び「課税売上割合」の意援について述べなさい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

問1 消費税法施行令第48条第1項に規定する課税売上割合について述べるとともに、次の取引を行った場合における課税売上割合の計算上の取扱いについて簡潔に述べなさい。

- (1) 金銭債権の譲渡

- (2) 国債の譲渡

② (1)及び(2)の取引は、国内において行われる資産の譲渡等のうち別表第一に掲げるもの（非課税取引）に該当するものとする。

●全国公開模試〔第一問〕

問1 (2) 次の取引が国内取引に該当するかどうか理由を付して述べなさい。

- ⑨ 内国法人Q社（国外に支店等を有していない。）は、内国法人R社（国外に支店等を有している。）と海外で行うプラント建設工事について技術的な指導、助言、監督に関する業務契約を締結した。

なお、当該業務の提供は、R社に対して国外で行われており、このプラント建設工事の資材の大部分は国内で調達されている。

この場合にQ社が行うこれらの業務の提供について。

② 当該業務の提供は、消費税法施行令第6条第2項第6号「専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査等の業務の提供場所」に規定する甲社の専門的な技術の提供に該当する。

●直前予想答練 第2回〔第一問〕

問2 国内に本店を有する甲株式会社（国外に支店等を有していない。以下「甲社」という。）は、衣料品の製造販売を行う法人であるが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの当課税期間（事業年度）において、外国法人乙社（国内に支店等を有していない。以下「乙社」という。）と次のイからホの取引を行っている。

これらの取引に関する甲社における消費税の取扱いについて、その理由を示して簡潔に述べなさい。

ホ 甲社は、当課税期間に乙社が有している貸付債権1,000,000円（乙社が外国法人丁社（国内に支店等を有していない。）に対して有する貸付債権）を900,000円で譲受けている。これに伴い、甲社は当課税期間において丁社より当該貸付債権の弁済額1,000,000円を受受した。

●合格情報〔第二問〕問1

<損益計算書に関する付記事項>

- (1) 「売上高」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---|--------------|
| ① 甲社が製造した産業用機械の国内における売上高 | 335,732,100円 |
| 上記金額には、A株式会社（以下「A社」という。）との間で締結した請負契約（契約日：平成25年9月13日、着工日：平成26年6月1日、引渡日：平成27年4月30日）に基づく売上高32,000,000円が含まれている。 | |
| ② 国内の事業者から仕入れた商品の国内における売上高 | 119,582,700円 |
| ③ 甲社が製造した産業用機械の輸出免税の対象となる売上高 | 100,536,000円 |

●補助問題 第2回〔第二問〕

- (1) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

- ① 従業員慰安のための国内旅行費用 425,200円（この金額には、バス運転手への心づけ10,000円、入湯税2,500円が含まれている。）

〔第二問〕問1 (4)「給与手当」には、甲社の下請会社であるD株式会社に出向している甲社の社員に対し経営指導料（給与負担金の性質を有するものである。）として支払っているものが3,600,000円含まれている。その他、課税取引に該当する出張旅費等は含まれていない。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 (7)「給与手当」の内訳は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>① 従業員の給与手当</td><td>39,754,000円</td></tr> <tr> <td>上記金額には、課税仕入れに該当するものは含まれていない。</td><td></td></tr> <tr> <td>② 給与負担金</td><td>6,146,700円</td></tr> <tr> <td>上記金額は、本社事務所に勤務する出向により受け入れた従業員に係るものである。</td><td></td></tr> </table>	① 従業員の給与手当	39,754,000円	上記金額には、課税仕入れに該当するものは含まれていない。		② 給与負担金	6,146,700円	上記金額は、本社事務所に勤務する出向により受け入れた従業員に係るものである。									
① 従業員の給与手当	39,754,000円																
上記金額には、課税仕入れに該当するものは含まれていない。																	
② 給与負担金	6,146,700円																
上記金額は、本社事務所に勤務する出向により受け入れた従業員に係るものである。																	
〔第二問〕問一 (7)「賃借料」の内訳は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>① 本社の家賃</td><td>4,200,000円</td></tr> <tr> <td>平成24年9月30日に締結した、契約期間を5年間とする賃貸契約に基づくものであり、契約当事者の協議により契約期間中において家賃の額を変更することができる旨規定されている。</td><td></td></tr> <tr> <td>② 車両のレンタル料</td><td>1,757,000円</td></tr> <tr> <td>上記のうち655,200円は平成25年6月27日に契約（契約期間は3年間であり、契約期間中におけるレンタル料の変更をすることはできない旨規定されている。）した車両に係るものである。</td><td></td></tr> </table>	① 本社の家賃	4,200,000円	平成24年9月30日に締結した、契約期間を5年間とする賃貸契約に基づくものであり、契約当事者の協議により契約期間中において家賃の額を変更することができる旨規定されている。		② 車両のレンタル料	1,757,000円	上記のうち655,200円は平成25年6月27日に契約（契約期間は3年間であり、契約期間中におけるレンタル料の変更をすることはできない旨規定されている。）した車両に係るものである。		●実力完成答練 第3回〔第二問〕 (15)「賃借料」の内訳は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>① 東京店に係る家賃</td><td>1,080,000円</td></tr> <tr> <td>② 香港店に係る家賃</td><td>300,000円</td></tr> <tr> <td>③ 複合機のリース料</td><td>336,000円</td></tr> </table> 本社で使用する複合機のリース契約（契約日：平成25年9月14日、引渡日：平成26年2月20日、リース期間：5年、リース料総額：1,680,000円）に係る当課税期間中のリース料である。 当該リース契約は、次の要件を満たすオペレーティングリース取引に該当するものである。 <要件> イ 貸付の期間及び対価の額が定められている。 ロ 事情の変更等により対価の額の変更を求めることができる旨の定めはない。 ●直前予想答練 第2回〔第二問〕 (1)「賃貸料」の内訳は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>② 3階建て店舗兼マンション（以下「店舗兼マンション」という。）の1階店舗部分（以下「店舗」という。）の賃貸収入</td><td>3,434,400円</td></tr> </table> 上記金額は、1月分から3月分までの賃貸料858,600円及び4月分から12月分までの賃貸料2,575,800円の合計額であり、当該店舗に係る賃貸借契約の内容は、以下のとおりである。 イ 当初の契約期間は2年間（契約日：平成25年4月1日、契約期間：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで）である。 ロ 毎月の賃貸料は286,200円であり、事情の変更その他の理由により当該賃貸料の額の変更を求めることができる旨の定めはない。	① 東京店に係る家賃	1,080,000円	② 香港店に係る家賃	300,000円	③ 複合機のリース料	336,000円	② 3階建て店舗兼マンション（以下「店舗兼マンション」という。）の1階店舗部分（以下「店舗」という。）の賃貸収入	3,434,400円
① 本社の家賃	4,200,000円																
平成24年9月30日に締結した、契約期間を5年間とする賃貸契約に基づくものであり、契約当事者の協議により契約期間中において家賃の額を変更することができる旨規定されている。																	
② 車両のレンタル料	1,757,000円																
上記のうち655,200円は平成25年6月27日に契約（契約期間は3年間であり、契約期間中におけるレンタル料の変更をすることはできない旨規定されている。）した車両に係るものである。																	
① 東京店に係る家賃	1,080,000円																
② 香港店に係る家賃	300,000円																
③ 複合機のリース料	336,000円																
② 3階建て店舗兼マンション（以下「店舗兼マンション」という。）の1階店舗部分（以下「店舗」という。）の賃貸収入	3,434,400円																
〔第二問〕問1 (14)「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりであり、国税（復興特別所得税を含む。）及び地方税の源泉徴収前の金額である。 <table border="0"> <tr> <td>① 国内銀行の預金利息</td><td>8,400円</td></tr> <tr> <td>② 外国銀行の国内支店における外貨預金利息</td><td>3,800円</td></tr> <tr> <td>③ 内国法人の株式配当金</td><td>145,000円</td></tr> </table>	① 国内銀行の預金利息	8,400円	② 外国銀行の国内支店における外貨預金利息	3,800円	③ 内国法人の株式配当金	145,000円	●合格情報〔第二問〕 (15)「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりであり、国税（復興特別所得税を含む。）及び地方税の源泉徴収前の金額である。 <table border="0"> <tr> <td>① 国内銀行の預金利息</td><td>12,000円</td></tr> <tr> <td>② 外国銀行の国内支店における外貨預金利息</td><td>8,000円</td></tr> <tr> <td>③ 外国法人（非居住者）が国外で発行した割引債の償還差益</td><td>150,000円</td></tr> </table>	① 国内銀行の預金利息	12,000円	② 外国銀行の国内支店における外貨預金利息	8,000円	③ 外国法人（非居住者）が国外で発行した割引債の償還差益	150,000円				
① 国内銀行の預金利息	8,400円																
② 外国銀行の国内支店における外貨預金利息	3,800円																
③ 内国法人の株式配当金	145,000円																
① 国内銀行の預金利息	12,000円																
② 外国銀行の国内支店における外貨預金利息	8,000円																
③ 外国法人（非居住者）が国外で発行した割引債の償還差益	150,000円																
〔第二問〕問1 (2)「投資有価証券」として7,500,000円計上されているが、これは平成27年4月8日に現物出資により取得したK株式会社（以下「K社」という。）の株式であり、出資の内訳は次のとおりである。なお、現物出資に当たり「投資有価証券」は現物、土地及び貸付金の帳簿価額の合計額で計上している。 <table border="0"> <tr> <td>① 区分所有建物の建物部分</td><td>帳簿価額4,500,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>時価4,000,000円</td></tr> <tr> <td>区分所有建物の敷地権部分</td><td>帳簿価額2,000,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>時価1,850,000円</td></tr> <tr> <td>② K社に対する貸付金</td><td>1,000,000円</td></tr> </table>	① 区分所有建物の建物部分	帳簿価額4,500,000円		時価4,000,000円	区分所有建物の敷地権部分	帳簿価額2,000,000円		時価1,850,000円	② K社に対する貸付金	1,000,000円	●実力完成答練 第3回〔第二問〕 (28) 現物出資に伴い取得したP社株式（取得時の価額25,000,000円）である。 甲社は、建物（現物出資時の価額20,000,000円）、土地（現物出資時の価額30,000,000円）及び借入金25,000,000円を出資し、P社株式を取得している。						
① 区分所有建物の建物部分	帳簿価額4,500,000円																
	時価4,000,000円																
区分所有建物の敷地権部分	帳簿価額2,000,000円																
	時価1,850,000円																
② K社に対する貸付金	1,000,000円																
〔第二問〕問2 乙株式会社（以下「乙社」という。）は、飲食店を併設するホテルを営営する法人であり、乙社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの当課税期間における取引の状況等は、次の〔資料〕のとおりである。 これに基づき、乙社の当課税期間の納税義務の判定をしたうえで、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額（以下「納付税額」という。）又は還付を受けるべき消費税額（以下「還付税額」という。）を、その計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。 ： 4 乙社は、平成26年6月1日に陸運業を営む丙株式会社（以下「丙社」という。）が、資本金の額800万円で設立した法人（新設合併又は分割により設立された法人ではない。）であり、丙社は乙社発行済株式総数の75%を保有している。丙社は、資本金の額2億3,000万円の3月末日決算法人である。	●実力完成答練 第4回〔第二問〕 【資料】 1 甲社は、平成26年4月16日に、飲食事業を営む乙株式会社（以下「乙社」という。）により資本金900万円で設立（合併及び分割により設立されたものではない。）された法人である。 また、乙社は、甲社設立以来、甲社株式（発行済株式900株）の100%を有している。 なお、甲社設立時において、乙社を完全に支配している個人及び法人はいない。																

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

＜付記事項＞

損益計算書に関して付記すべき事項は次のとおりである。

- (1) 「営業収益」の内訳は、次のとおりである。
- ① ホテル宿泊売上 7,980,000円（うち、同一の者が1月以上利用した宿泊に係る売上が800,000円ある。）
 - ② ホテル内レストラン売上 6,500,000円（うち、ルームサービスに係る売上が1,350,000円ある。）
 - ③ 宴会売上 1,206,400円
 - ④ 駐車場取入 300,000円
- (2) 「営業外収益」の内訳は、次のとおりである。
- ① ホテル内自動販売機売上 120,000円
 - ② 受取利息 3,500円
- (3) 「特別利益」は、ホテル利用者送迎の車両（平成26年9月14日購入）の売却によるものであり、当該車両の帳簿価額は800,000円であり、売却額は2,000,000円であった。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

- ロ 賃貸マンションに係るもの 47,619,000円
上記金額は、すべて居住用に係るものである。
- ハ 駐車場賃貸に係るもの 360,000円
上記金額には、非居住者に対するもの180,000円が含まれている。

- (1) 「固定資産売却損」は、甲社が有する車両（帳簿価額1,290,000円、交換時の価額1,290,000円）と乙社が有する車両（交換時の時価1,160,000円）を交換したことにより計上した金額であり、以下の経理処理による仕訳を行っている。なお、交換差金については収受していない。また、甲社が取得した車両については、本社事務所に係る業務の用に供している。

借 方		貸 方	
車 両 運 搬 具	1,160,000円	車 両 運 搬 具	1,290,000円
固定資産売却損	130,000円		

ズバリ的中!

固定資産税

本試験問題

〔第一問〕

問1 次の点について説明しなさい。

- ① 住宅用地とそれ以外の宅地について、n年度の評価替えによって(n-1)年度に比して評価額が変化した場合のn年度の固定資産税の課税標準額を求める方法
- ② 住宅用地品の面積は300㎡で、当該住宅用地の上に存する住居は1戸(床面積180㎡)とする。

〔第二問〕

問2 内国法人であるX株式会社が所有する次の船舶(日本国籍)に係る平成27年度分の固定資産税について、A市、B市及びC市のそれぞれに納付すべき固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率とし、課税標準の特例については下記によることとする。また、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

〔課税標準の特例〕

- ・ 主として遠洋区域を航行区域とする一定の船舶(以下「外航船舶」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該外航船舶の価格の6分の1の額とする。

- ・ 外航船舶以外の船舶に対して課する固定資産税の課税標準は、当該船舶の価格の2分の1の額とし、そのうち、離島航路整備法(昭和27年法律第226号)第2条第2項に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供する船舶に対して課する固定資産税の課税標準は、さらに3分の1を乗じて得た額とする。

(1) X株式会社は、船舶甲、船舶乙及び船舶丙を所有している。なお、船舶甲、船舶乙及び船舶丙はいずれも地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

(2) 船舶甲の状況

- ② 取得年月日 平成26年9月1日
- ③ 取得価額 528,000,000円
- ④ 総トン数 2,700トン
- ⑤ 耐用年数 13年(法定耐用年数13年に基づく減価率: 0.162)
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 平成26年中の入港実績
 - a 港(A市にのみ所在) 3回
 - b 港(B市にのみ所在) 6回
 - c 港(C市にのみ所在) 10回
 ⑧ a 港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

(3) 船舶乙の状況

- ② 取得年月日 平成25年5月1日
- ③ 取得価額 108,000,000円
- ④ 総トン数 2,000トン
- ⑤ 耐用年数 15年(法定耐用年数15年に基づく減価率: 0.142)
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 平成26年中の入港実績
 - a 港(A市にのみ所在) 4回
 - b 港(B市にのみ所在) 10回
 - c 港(C市にのみ所在) 2回
 ⑧ a 港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

(4) 船舶丙の状況

- ② 取得年月日 平成23年4月1日
- ③ 取得価額 180,000,000円
- ④ 総トン数 3,500トン
- ⑤ 耐用年数 13年(法定耐用年数13年に基づく減価率: 0.162)
- ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
- ⑦ 平成26年中の入港実績
 - a 港(A市にのみ所在) 10回
 - b 港(B市にのみ所在) 14回
 - c 港(C市にのみ所在) 3回
 ⑧ a 港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕

2. 次の土地に対して課する平成27年度分の固定資産税の課税について説明しなさい。

- (1) 平成26年6月に雑種地から宅地への地目の変換を行い、同年中に建築された住宅兼店舗の敷地の用に供されている土地

●実力完成答練 第2回〔第二問〕2.

2. 乙県内で海運業を営む内国法人丙社が所有する次の船舶(日本国籍)に係る平成27年度分の固定資産税額について、B市、C市及びE市に納付すべき固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率によるものとする。

〔資料〕

- (1) 丙社は、船舶Ⅰ～Ⅳの計4隻を所有し、乙県内にあるa、b、c、d及びf港の5つの定けい場のうち、b港を主たる定けい場としている。また、f港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の港に該当する。なお、4隻すべて、地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を道府県知事が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

(2) 船舶Ⅰ

- (イ) 船舶の種類 外航船舶(地方税法第349条の3第5項の課税標準の特例の適用あり)

- (ロ) 取得年月日 平成25年9月9日

- (ハ) 取得価額 1,200,000,000円

- (ニ) 総トン数 3,000トン

- (ホ) 耐用年数14年(減価率: 0.152)

- (ヘ) 平成26年中の入港実績

- a 港 4回

- b 港 6回

- c 港 10回

(3) 船舶Ⅱ

- (イ) 船舶の種類 外航船舶以外の船舶で外航船舶に準ずるもの(地方税法第349条の3第5項の課税標準の特例の適用あり)

- (ロ) 取得年月日 平成26年5月5日

- (ハ) 取得価額 100,000,000円

- (ニ) 総トン数 500トン

- (ホ) 耐用年数 9年(減価率: 0.226)

- (ヘ) 平成26年中の入港実績

- a 港 1回

- b 港 3回

- c 港 4回

(4) 船舶Ⅲ

- (イ) 船舶の種類 内航船舶(地方税法第349条の3第6項の課税標準の特例の適用あり)

- (ロ) 取得年月日 平成25年4月4日

- (ハ) 取得価額 960,000,000円

- (ニ) 改良年月日 平成26年10月10日

- (ホ) 改良費 60,000,000円

- (ヘ) 総トン数 2,500トン

- (ト) 耐用年数 12年(減価率: 0.175)

- (フ) 平成26年中の入港実績

- a 港 3回

- b 港 10回

- c 港 14回

(5) 船舶Ⅳ

- (イ) 船舶の種類 内航船舶(地方税法第349条の3第6項の課税標準の特例の適用あり)

- (ロ) 取得年月日 平成25年6月6日

- (ハ) 取得価額 1,500,000,000円

- (ニ) 総トン数 11,000トン

- (ホ) 耐用年数 15年(減価率: 0.142)

- (ヘ) 平成26年中の入港実績

- a 港 2回

- b 港 4回

- c 港 10回

- d 港 6回

事業税

本試験問題

〔第一問〕

問 1 資本割の課税標準について説明しなさい。

〔第二問〕

甲は、同居している妻（甲と生計を一にする。）、同居している息子（甲と生計を一にする。）及び2名の雇用人とともに、X県のみにおいて、米の栽培、養鶏及び自宅に併設した店舗において自家生産の卵の販売を行っている。妻、息子及び雇用人のいずれもこれらの事業に専ら従事しており、平成26年における5人の労働日数は【資料】のとおりである。

甲から平成26年の所得に対する個人事業税の課税標準及び税額の算定について問われた乙税理士はどのように説明したらよいか述べなさい。なお、甲は、開業以来、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けていない。

【資料】

	甲	妻	息子	雇用人A	雇用人B
米の栽培	200日	100日	200日	300日	300日
養 鶏	250日	100日	100日	250日	250日
卵の販売	200日	250日	250日	100日	100日

TAC予想問題

●直前対策講義 第3回〔補助問題〕第一問

資本割の課税標準の算定方法について説明しなさい。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕

次の事項について説明しなさい。

問 1 個人事業税の課税標準の算定方法

ただし、青色事業専従者控除等及び各種控除については適宜タイトル（解答の柱）を示すだけでよい。また、非課税事業を併営している場合については説明する必要はない。

問 2 個人事業税における各種控除

問 3 個人事業税における第2種事業

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

問 2 柔道家である甲は、平成5年2月1日よりA県a市において整骨院を営み柔道整復業を行っている。

また、平成16年10月15日より甲の父の死亡により、甲はB県b市の公衆浴場（物価統制令第四条に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場に該当する。）及びB県c市における薪炭の製造設備を相続し、その事業を承継している。

甲の来訪を受け、「平成26年9月より、経営の多角化を図りC県d市に8階建ての建物を新たに建築し複合施設の経営をしている。1階フロア及び2階フロアをサウナ風呂とし、3階フロアを柔道場としたうえで、残りの階は管理人が常駐する30世帯収容の貸家としている。

このような場合に、平成26年中の事業の所得にかかる事業税額の算出方法について詳しく教えて欲しい。」との質問に対し乙税理士はどのように説明すべきか、以下の【資料】を参考に述べなさい。

【資 料】

	甲	配偶者	子	雇用人
薪炭の製造	100日	280日	0日	860日
サウナ風呂	20日	0日	90日	580日

ズバリ的中!

〔第三問〕

問1 次の【資料】に基づき、X株式会社（以下「X社」という。）の第20期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1. X社の第20期事業年度は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までである。
2. X社は、A県及びB県においてそれぞれ1つの事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設置して、損害保険業を行っている。
3. X社の平成27年3月31日現在の資本金の額及び資本金等の額は、次のとおりである。
資本金の額 1,500,000千円
資本金等の額 2,000,000千円
4. X社の第20期事業年度の損害保険業に係る元受保険料等は、次のとおりである。

（単位：千円）

	元受保険料	支払再保険料	受取再保険料	再保険返戻金	解約返戻金
火災保険	300,000	2,055	20,000	1,200	5,000
自動車損害賠償責任保険	420,000	3,000	1,000	1,200	5,200
積荷保険	200,000	2,000	10,000	1,200	3,200
傷害保険	200,000	2,060	40,000	1,100	3,000
自動車保険	1,200,000	35,055	10,000	4,600	6,000
航空保険	300,000	7,000	20,000	1,200	5,000
地震保険	300,000	2,070	20,000	1,300	5,000
運送保険	225,000	3,500	2,120	450	2,470
船舶保険	550,000	500	3,500	600	5,400
盗難保険	123,000	200	500	120	60

5. X社の第20期事業年度における各月末日現在の事務所等の従業者数に関する資料は次のとおりである。

（単位：人）

事務所等	所在地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本店	A県	120	120	25	125	125	125	123	123	122	123	124	124
支店	B県	30	35	60	62	62	62	66	65	60	60	62	64

6. 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定める標準税率の1.05倍である。
7. 上記以外に考慮すべき項目はない。

●直前対策講義 第2回〔補助問題〕

【第二問】

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A県に本店、B県及びC県に支店を設けて損害保険業を営んでいる。

下記の資料により、甲社の第25期事業年度にかかる事業税額を計算過程を明らかにして算定しなさい。

＜資料＞

1. 甲社の第25期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間である。
2. 甲社の資本金は、平成28年3月31日現在で50億円である。
3. 甲社の第25期事業年度における収入金額は、次のとおりである。

（単位：千円）

区 分	元受及び受取再保険の総保険料	支払再保険料	再保険返戻金	保険料から控除すべき金額	解約返戻金
火災保険	2,697,529	491,317	98,844	1,200	62,842
盗難保険	218,635	26,237	5,247	—	11,543
傷害保険	2,185,277	346,758	79,015	—	35,451
地震保険	519,310	63,453	—	—	—
船舶保険	2,187,292	411,570	70,748	4,600	72,204
自動車保険	6,329,424	876,428	267,036	—	238,521
航空保険	403,991	103,485	—	—	—
機関保険	106,360	12,054	3,993	—	4,903
自動車損害賠償責任保険	1,038,518	215,326	—	—	—
積荷保険	699,419	13,105	36,715	—	19,598
その他の	709,068	80,363	26,622	—	32,685

（注）その他には運送保険は含まないものとする。また、保険料から控除すべき金額は火災保険の満期返戻金、船舶保険の期末払戻金で解約以外の事由による保険料の払戻金である。

4. 甲社の第25期事業年度の事務所等（各県に1店舗ずつ所在する）の従業者数等の状況

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本店	350	120	25	125	125	125	123	123	122	123	124	124
本店	120	120	25	125	125	125	123	123	122	123	124	124
支店	—	—	—	62	62	62	66	65	60	60	62	64

- （注1）c県の支店は8月25日に新設された事務所である。
- （注2）B県の支店の損害保険業従事者の数値には、保険の代理業務を行う乙社へ出向している3名（給料は乙社で支給）を含んでいる。
5. 税率は、A県は地方税法に定めるいわゆる制限税率と同一の率、B県は同法に定める標準税率、C県は標準税率の1.05倍である。

●直前オープン模試〔第二問〕問2.
少額短期保険業者による類似問題

ズバリ的中!

〔第三問〕問2

問2 次の【資料】に基づき、Y株式会社（以下「Y社」という。）の第15期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料1】

- Y社の第15期事業年度は、期中に決算期の変更があったため、平成26年4月1日から平成26年12月31日までである。
- Y社は、A県に本社、B県に営業所、C県に工場を設置して、卸売業及び製造業を行っている。なお、B県の営業所は平成26年10月15日に廃止した。
- Y社の平成26年12月31日現在の資本金の額及び資本金等の額は、次のとおりである。
 資本金の額 3,000,000千円
 資本金等の額 5,500,000千円
- Y社の第15期事業年度における各事業の売上高は、次のとおりである。
 卸売業 8,200,000千円
 製造業 15,100,000千円
- Y社の第15期事業年度における所得金額（法人税法施行規則別表四の合計欄（34）の額）は、3,320,000千円であり、内訳は次のとおりである。
 卸売業 120,000千円
 製造業 3,200,000千円
- Y社の第15期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額48,000千円のうち、25,700千円を法人税額から控除している。
- Y社の第15期事業年度における外国法人税の額等は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額1,200千円である。なお、法人税においてはすべて税額控除の対象としている。
- Y社の第15期事業年度に係る事業税の所得計算において控除できる繰越欠損金の額は、990,000千円である。
- Y社の第15期事業年度に係る事務所等の概況は、次のとおりである。

事業所等	所在地	従業員数	人件費関係	利息関係	賃貸借関係
本社	A県	525人（※1）	給与・賞与等（※1） 2,100,000千円 退職金 66,000千円 法定福利費 520,000千円	借入金利息（※2） 2,500千円 預金利息 780千円	自社ビルの一部賃貸料 52,300千円 車両の賃借料 580千円
営業所	B県	326人（※3）	給与・賞与等（※3） 1,605,000千円 法定福利費 380,000千円		営業所の賃借料 63,000千円 駐車場の賃借料（※4） 648千円
工場	C県	1,021人（※5）	給与・賞与等（※5） 6,121,000千円 法定福利費 1,800,500千円		倉庫の保管料（※6） 570千円 借上住宅の賃借料（※7） 23,500千円

●全国公開模試〔第二問〕問1

X株式会社（以下「X社」という。）はD県、E県、F県及びG県において製造業及び販売業を行っている。

次の【資料】に基づき、X社の第38期事業年度における各県ごとの事業税額を算出過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

- X社の資本金の額は次のとおりである。
 第38期事業年度開始の日 987億6,000万円
 第38期事業年度終了の日 995億8,000万円
- X社の法人税法に規定する資本金等の額は次のとおりである。
 第38期事業年度開始の日 1,120億5,000万円
 第38期事業年度終了の日 1,180億5,000万円
- X社の第38期事業年度は、平成26年10月1日から平成27年9月30日である。
- X社の第38期事業年度における売上金額は、以下のとおりである。
 製造業 50,167,367千円
 販売業 208,805,430千円
- X社の第38期事業年度に係る法人税法施行規則別表4「合計」欄の金額は、28,521,759千円である。なお、そのうち製造業に係る所得金額は8,957,463千円、販売業に係る所得金額は19,564,296千円である。
- X社の第38期事業年度の法人税額の計算にあたっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額69,168千円のうち、50,160千円を法人税額から控除される所得税額及び復興特別所得税額としている。
 また、当該法人税法施行規則別表4において、寄附金の損不算入額6,799千円がある。
- X社の第38期事業年度に係る事業税の各事業年度の所得の計算において控除できる繰越欠損金の額は86,928,465円である。
- X社の第38期事業年度における各事務所又は事業所の概況は次のとおりである。

所在地	従業員数	人件費関係	利息関係	賃貸借関係	その他
D県d市（本店）	総務※1 150人 人事 20人 経理 20人 調達 180人 営業 250人	給与・賞与等※1 3,111,160千円 法定福利費 675,180千円 企業年金掛金 423,460千円	借入金利息 160,607千円 手形売却損 23,659千円 預金利息 18,968千円	自社ビルの一部賃貸料 190,568千円 ※3 荷物の保管料	※1 この他に非常勤顧問3人（給与・賞与等10,600千円）がいる。 ※2 当該概況の項目の他、平成27年2月10日から同年6月5日の契約で、従業員2名の出張のためD県e市所在のホテルに支払った宿泊費等1,260千円（このうち260千円は飲食費である。）がある。 ※3 E県f市の事務所又は事業所の移転に伴い、平成26年10月1日から3ヶ月の契約で賃借したものである。
D県e市（工場）	総務 6人 経理 10人 製造※4 320人 開発※5 50人	給与・賞与等※4、※5 1,686,768千円 法定福利費 400,465千円 企業年金掛金 198,458千円	貸付金利息 10,231千円 預金利息 56千円 借入金利息 6,109千円		※4 この他にパート従業員が106人（給与・賞与等17,981千円及び法定福利費1,756千円）がいる。 ※5 子会社であるY株式会社に出向している従業員10人（給与・賞与等51,268千円）が含まれている。

ズバリ的中!

住民税

本試験問題

〔第一問〕

問1 個人住民税の所得割及び均等割における非課税制度（非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む。）について、その意義及び制度の概要を述べなさい。ただし、非課税所得並びに条例による減免、課税免除及び不均一課税について述べる必要はない。

〔第二問〕

甲及びその家族が平成27年度分としてX県へ納付すべき県民税及びY市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しなさい。
また、特別徴収された平成26年度分の個人住民税額（平成26年の所得に係る税額に限る。）がある場合、その税額をそれぞれ算出しなさい。

(2) 上場株式等に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
b 株式（非上場）	年1回	3月	H26.5.13	H26.4.17	35,000
c 株式（上場）	年1回	1月	H26.4.21	H26.3.19	42,000
d 株式（上場）	年1回	3月	H26.7.31	H26.6.30	66,000

(注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注2) c 株式及び d 株式は一般口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。

(3) 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
c 株式（上場）	H26.5.3	H26.9.19	568,000	164,000	4,000	証券会社
d 株式（上場）	H26.9.25	H26.11.29	471,000	794,000	4,000	証券会社
e 株式（非上場）	H26.12.2	H26.12.19	194,000	315,000	2,000	証券会社

(注) 上場株式の譲渡について特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(9) 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額

- 260,000円
① 前年分の所得税に係る課税総所得金額 2,398,000円
② 前年分の所得税額（税額控除前） 151,000円
(注) 平成24年9月1日から居住の用に供しており、平成26年11月1日に増改築（租税特別措置法第41条に規定する増改築等で、同法第41条の3の2に規定する特定の増改築等ではない。また、当該増改築は同法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する。）をしている。借入金残高はそれぞれ14,000,000円、12,000,000円である。

(1) 甲の妻（昭和37年6月30日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）

- ① 雑所得に係る収入金額等の明細
・原稿の報酬 670,000円
・必要経費 60,000円
② 甲の確定申告書において、配偶者特別控除後の対象とされている。

(4) 甲の妻の母（昭和12年12月19日生）

- ① 山林（昭和56年取得）の譲渡に係る収入金額 7,500,000円
・山林の譲渡に要した伐採費、運搬費
その他租税特別措置法施行規則 2,440,000円
第12条に掲げる費用の合計

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回

問2 個人の住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の非課税措置及び減免に関する以下の項目について、その概要を述べなさい。

- (1) 道府県民税及び市町村民税の非課税措置
- (2) 均等割の非課税措置
- (3) 所得割の非課税措置（調整措置を含む）
- (4) 条例による減免

●直前オープン模試

甲及びその家族が平成27年度分としてX県へ納付すべき県民税及びY市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しなさい。
また、平成26年度中に特別徴収された個人住民税額（平成26年中の所得に係る税額に限る。）がある場合、その税額をそれぞれ算出しなさい。

●全国公開模試・実力完成答練 第4回・直前オープン模試

② 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	株主総会 決議年月日	収入金額
x 株式（非上場）	年1回	3月	H26.6.26	270,000
y 株式（上場）	年1回	12月	H26.3.28	34,000
z 株式（上場）	年1回	3月	H26.6.20	57,000

●全国公開模試

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
A 株式（上場）	H24.7.16	H26.9.4	1,045,000	770,000	3,000	証券会社
B 株式（上場）	H24.4.3	H26.11.28	448,000	500,000	3,000	証券会社
C 株式（上場）	H24.10.25	H26.12.20	232,000	120,000	3,000	証券会社
D 株式（未公開）	H17.8.10	H26.12.23	743,000	956,400	4,600	個人

(注) 全ての上場株式の譲渡について同一の証券会社の特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に申告分離課税の旨が記載されている。

●直前対策講義 第3回〔第3問〕

- ⑫ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額 200,000円
① 前年分の所得税に係る課税総所得金額 1,559,000円
② 前年分の所得税額（税額控除前） 77,950円
(注) 平成20年10月1日から居住の用に供しており、平成25年6月1日に増改築（租税特別措置法第41条に規定する増改築等で、同法第41条の3の2に規定する特定の増改築等ではない。）をしている。借入金残高はそれぞれ10,000,000円、15,000,000円である。

●直前オープン模試

- (1) 甲の妻（昭和32年2月13日生）
① 給与所得に係る収入金額 1,170,000円
② 甲の確定申告書において、配偶者特別控除の対象とされている。

●直前予想答練 第1回・全国公開模試

- ア 山林（昭和57年取得）の譲渡による収入金額 23,020,000円
イ 山林の譲渡による必要経費 1,720,000円
ウ 甲の致知の確定申告書の「特例適用条文」欄に、租税法第30条と記載されている。

ズバリのぞ中!

③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
h 土地	H9.4.5	H26.9.17	59,000,000	45,000,000	500,000	Y市
i 土地	H23.8.8	H26.5.6	19,000,000	12,000,000	200,000	個人
j 土地	H17.1.13	H26.10.1	36,000,000	29,000,000	1,000,000	個人

(注1) 甲の妻の母の確定申告書において、h 土地はY市が土地
区画整理事業の用に供するため買い取ったものであること
が証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の
欄には、「租特法34」と記載されている。

●全国公開模試・実力完成答練 第3回

② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
a 土地	昭62.2.8	平26.3.14	42,000,000	17,900,000	850,000	X県
b 土地	昭31.4.3	平26.11.29	8,736,000	不 明	164,200	個人

②1 a 土地の譲渡は、土地区画整理法による土地区画整理事業の用に供する
ため、X県が買い取った旨証明されている。

2 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」欄に、租税特別措置法第34条と
記載されている。

スバリの的中!

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕

- 問 1 次の事項について、簡潔に説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。
- (2) 差押財産を例外的な方法により売却できる場合

〔第一問〕

- 問 2 次の設例において、X税務署長が滞納者Yの国税の全額を徴収するために差し押さえるべき財産とその理由を答えなさい。なお、延滞税、利息等の債権額の変動を考慮する必要はない。また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

〔設例〕

- 1 滞納者Yは、平成25年分の申告所得税（法定納期限等：平成26年3月17日）600万円を滞納している。
- 2 滞納者Yは、次に掲げる土地を所有している。
- (1) A土地：評価額300万円
- (2) B土地：評価額200万円
賃借権の登記：権利者 甲、平成23年5月9日登記
- (3) C土地：評価額2,000万円
抵当権の登記：抵当権者 乙、
被担保債権額1,600万円、平成24年9月3日登記
- (4) D土地：評価額700万円
抵当権の登記：低当権者 丙、
被担保債権額900万円、平成24年2月1日登記
- 3 上記2の土地以外に滞納者Yの申告所得税を徴収することができる財産はない。
- 4 上記2の土地の換価に要する期間、費用はいずれも同程度であり、差押えによる滞納者Yの生活の維持及び事業の継続への影響はない。

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回

〔第一問〕

1. 次の事柄について述べなさい。
- (1) 換価する財産の範囲

●合格情報補助問題

〔第一問〕

1. 次のことがらについて述べなさい
- (1) 譲渡担保財産の換価の特例

●実力完成答練 第1回

〔第二問〕

納税者甲は、国税400万円を滞納しており、所轄の徴収職員が、財産調査を行ったところ下記の財産状況を把握することができた。

〔財産状況〕

- 財産A 概算評価額 1,000万円 甲名義の財産であり、他の第三者の権利の目的となっていない。
- 財産B 概算評価額 600万円 上記財産Aと同様である。
- 財産C 概算評価額 1,200万円 甲名義の財産であり、滞納国税に優先する抵当権（被担保債権額1,200万円）を設定したものである。
- 財産D 概算評価額 800万円 甲名義の財産であり、劣後抵当権（被担保債権600万円）を設定したものである。

〔注〕 上記の財産は全て不可分であり、且つ、価額の変動等はなく、概算評価額で換価されるものとする。

そこで、以下の(1)から(4)までに掲げる財産に対する差押えを執行すべきか否かについて、理由を付して述べるとともに、差押えを執行する際に留意すべき事項があれば、その内容を詳述しなさい。

- (1) 財産D
- (2) 財産A及び財産B
- (3) 財産C
- (4) 財産A又は財産B

スバリの的中!